

平成27年国勢調査の 独自集計報告書

—就業状態等基本集計分—



福井県地域戦略部統計情報課

目 次

分析・取りまとめの視点	1
用語の説明	1
第1部 概要	7
第1章 福井県の労働状況	7
1 労働力人口	7
2 就業者数	9
3 従業上の地位別	15
4 産業別	18
5 外国人労働者	21
第2章 子供のいる世帯の傾向	24
1 子供の数別夫婦のいる世帯	24
2 世帯構成別子供の数と状況	25
3 夫婦の就業状況と子供の数	29
4 妻の労働力状態と子供の数	31
5 最年長の子供が6歳未満である世帯の状況	33
6 母子世帯および父子世帯別子供の数	34
7 子供のいない夫婦の世帯	37
第2部 統計表	38

◎ 分析・取りまとめの視点

地方分権が進む中、地方公共団体がそれぞれ地域の実情に応じた政策を推進するために、また、施策の効果を検証するために、地方行政においても統計分析の必要性が高まっています。

全数調査である国勢調査の結果はデータの宝庫であり、活用の仕方によって多くの貴重なデータを提供してくれます。しかし、国が公表する統計表は、国の集計計画に基づくものであり、地域の特性や課題に応じた利用が困難な場合があります。

このような考えのもと、県や市町が取り組むべき施策に必要なデータを得るために、県の各部局や市町の要望を踏まえて、平成27年国勢調査就業状態等基本集計にかかる本県独自の集計を行いました。

◎ 用語の説明

○人口

国勢調査における人口は「常住人口」で、調査時に調査の地域に「常住している者」、すなわち、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、または住むことになっている者をいいます。3か月以上にわたって住んでいる住居または住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している者」とみなしています。

○年齢

年齢は、平成27年9月30日現在による満年齢です。

なお、平成27年10月1日午前零時に生まれた人は0歳に含んでいます。

○配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

区 分	内 容
未 婚	まだ結婚をしたことのない人
有配偶	届出の有無に関係なく、妻または夫のある人
死 別	妻または夫と死別して独身の人
離 別	妻または夫と離別して独身の人

○国籍

平成27年調査では、国籍を「日本」のほか、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「インド」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分しています。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱っています。

- 1 日本と日本以外の国の国籍を持つ人－日本
- 2 日本以外の二つ以上の国の国籍を持つ人－調査票の国名欄に記入された国

○産業

産業は、就業者について、平成27年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査週間で「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）によって分類したものをいいます。

なお、仕事をしている事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしている事業所の事業の種類によっています。

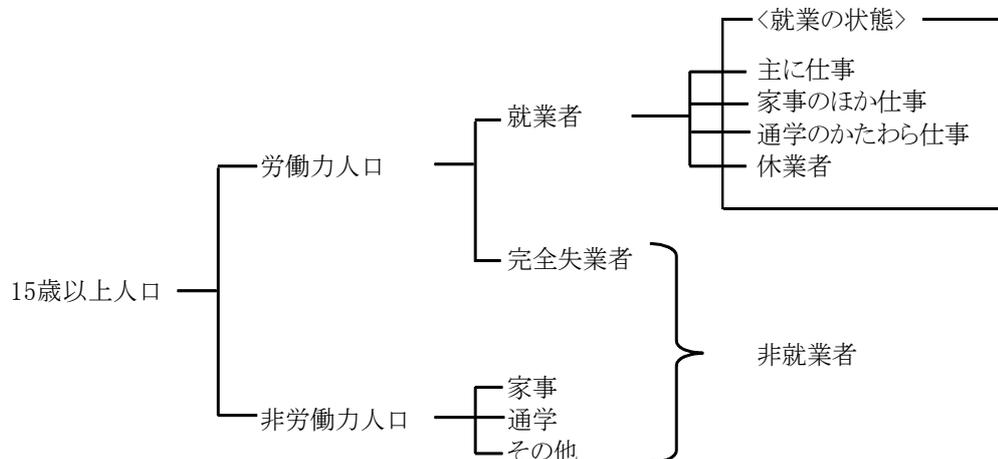
また、労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類しています。

報告書の産業（3区分）の区分は、大分類を次のように集約したものです。

区 分	内 訳
第1次産業	A 農業 U 林業 B 漁業
第2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く）

○労働力状態

15歳以上の者について、調査週間に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分しています。



区 分	内 容
労働力人口	就業者および完全失業者
就業者	調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人 なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。 ア 勤めている人で、休んでいても賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 イ 事業を営んでいる人で、休業してから 30 日未満の場合 また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めています。
主に仕事	主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合
家事のほか仕事	主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をした場合
通学のかたわら仕事	主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合
休業者	ア 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 イ 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合
完全失業者	調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人
非労働力人口	調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人
家事	自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
通学	主に通学していた場合
その他	上のどの区分にも当てはまらない場合（幼児・高齢者など）

※ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれています。

○従業上の地位

従業上の地位とは、就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分したものです。

区 分	内 容
雇用者	会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人
正規の職員・従業員	勤め先で一般職員または正社員と呼ばれている人
労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
パート・アルバイト・その他	ア 就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」またはそれに近い名称と呼ばれている人 イ 専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」またはそれに近い名称で呼ばれている人
役員	会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
雇人のある業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
雇人のない業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
家族従業者	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
家庭内職者	家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

○世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

区 分	内 容
一般世帯	ア 住居と生計を共にしている人々の集まりまたは一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。 イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者または下宿屋などに下宿している単身者 ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者
施設等の世帯	
寮・寄宿舍の学生・生徒	学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり (世帯の単位:棟)
病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり (世帯の単位:棟)
社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり (世帯の単位:棟)

自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内または艦船内の居住者の集まり (世帯の単位：中隊または艦船)
矯正施設の入所者	刑務所および拘置所の被収容者ならびに少年院および婦人補導院の在院者の集まり (世帯の単位：建物)
その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など (世帯の単位：一人一人)

○世帯人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

○世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいいます。

区 分	内 容
親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
単独世帯	世帯人員が一人の世帯

<注意点>

※ 平成 17 年以前の調査では、親族のみの世帯に同居する非親族(住み込みの従業員、家事手伝いなど)がいる場合は、親族世帯に含めていました。例えば、下記でいう「(1)夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含めていました。

親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

区 分	備 考
I 核家族世帯	
(1) 夫婦のみの世帯	
(2) 夫婦と子供から成る世帯	
(3) 男親と子供から成る世帯	
(4) 女親と子供から成る世帯	
II 核家族以外の世帯	①、②の分類は、平成 7 年調査から用いています
(5) 夫婦と両親から成る世帯	
① 夫婦と夫の親から成る世帯	
② 夫婦と妻の親から成る世帯	
(6) 夫婦とひとり親から成る世帯	
① 夫婦と夫の親から成る世帯	
② 夫婦と妻の親から成る世帯	
(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯	
① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯	
② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯	
(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯	
① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯	
② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯	

(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯	
(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯	
(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯	
① 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯	
② 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯	
(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯	
① 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯	
② 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯	
(13) 兄弟姉妹のみからなる世帯	
(14) 他に分類されない世帯	

○3 世代世帯

3 世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（または世帯主の配偶者の父母）、世帯主（または世帯主の配偶者）、子（または子の配偶者）および孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。

したがって 4 世代以上が住んでいる場合も含まれます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がない場合も含まれます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の 3 世代世帯は含まれません。

○母子世帯・父子世帯

(1) 母子世帯

未婚、死別または離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）をいいます。

(2) 父子世帯

未婚、死別または離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）をいいます。

(3) 母(父)子世帯(他の世帯員を含むもの)

上記「母子世帯」および「父子世帯」と区別し、未婚、死別または離別の女(男)親と、その未婚の 20 歳未満の子供および他の世帯員(20 歳以上の子供を除く。)から成る一般世帯を「母(父)子世帯(他の世帯員を含むもの)」としています。

<注意点>

昭和 60 年調査での母子世帯および父子世帯の女親または男親には未婚を含めていません。

○高齢単身世帯

高齢単身世帯とは、65 歳以上の者一人のみの一般世帯（他の世帯員がないもの）をいいます。

第1部 概要

第1章 福井県の労働状況

1 労働力人口

福井県の労働力率は62.4%、就業率は60.4%

(1) 福井県の推移

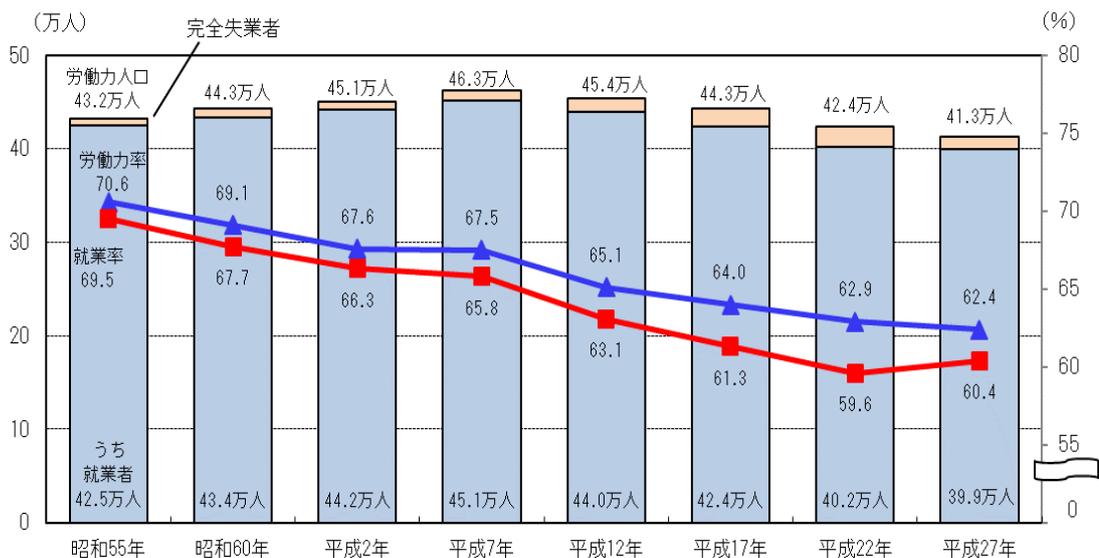
本県の労働力人口は、平成27年10月1日現在で412,705人、就業者数は同399,169人であり、昭和55年以降ではいずれも平成7年をピークに減少している。

また、平成27年の労働力率は62.4%であり、昭和55年以降低下が続いている。[図1]

年齢階級別労働力率では、昭和55年以降、25～64歳の各年齢階級は横ばい、または上昇傾向にあるが、15～24歳の労働力率は平成7年以降低下傾向にある。65歳以上の労働力率は、平成7年以降低下傾向にあったが、平成27年に増加に転じた。[図2]

さらに、65歳以上における労働力人口は、この35年間で約2.7万人増加しているが、非労働力人口は約10.3万人増加している。[図3]

図1 労働力人口の推移一県（昭和55年～平成27年）



* 労働力率および就業率は、15歳以上人口から「労働力状態不詳」を除いて算出。

図2 年齢階級別労働力率の推移一県（昭和55年～平成27年）

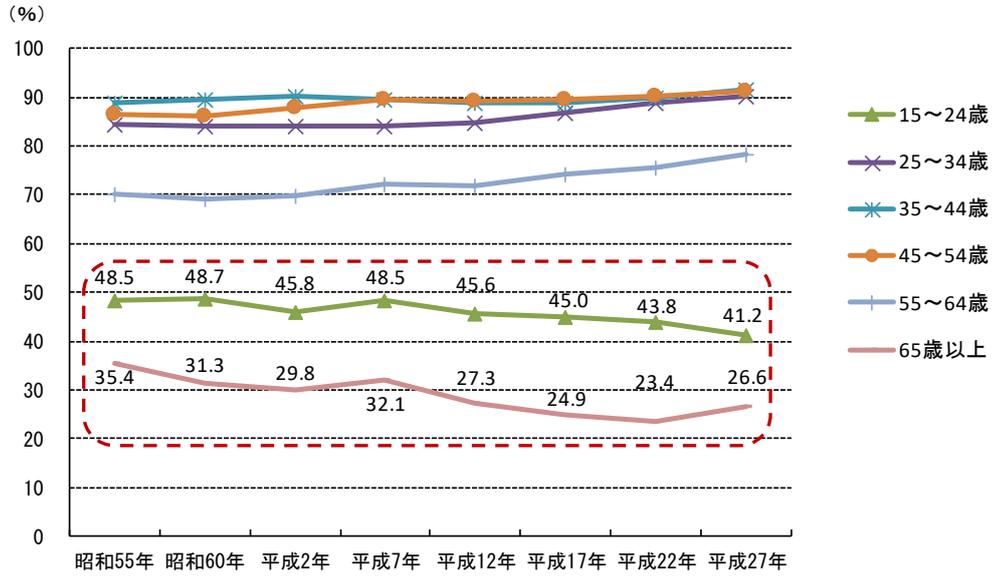
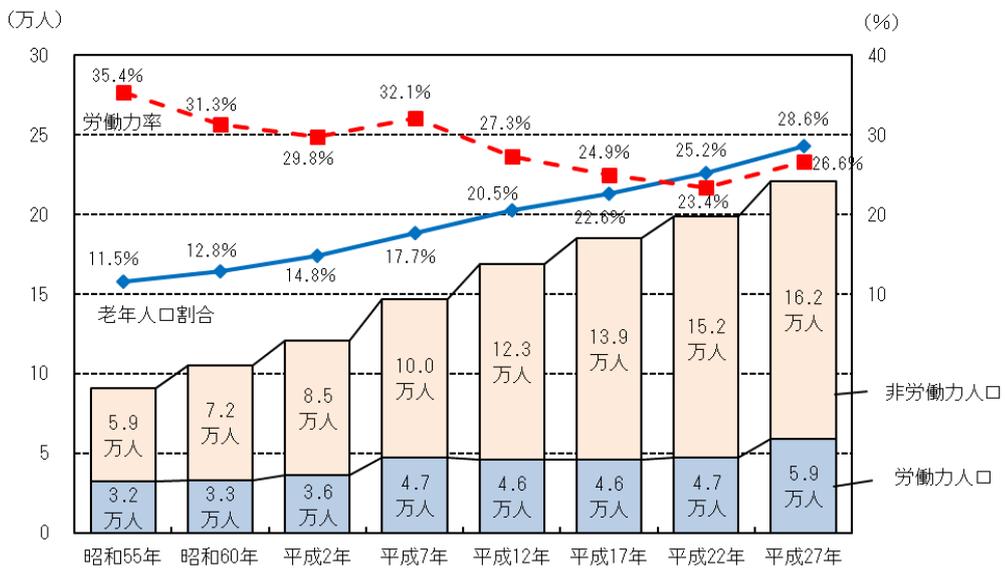


図3 65歳以上における労働力人口、非労働力人口等の推移一県（昭和55年～平成27年）



*「老年人口割合」とは、全人口に占める65歳以上人口の割合。

2 就業者数

嶺南地区は男性の就業率が高く、女性の就業率が低い傾向

(1) 都道府県別、男女別就業率

本県の男女別就業率は、男性の就業率が68.9%（全国第6位）、女性の就業率が52.6%（同第1位）となっている。

また、北陸3県は、全国と比べて女性の就業率が高くなっている。[図4]

男性の就業率について、全国第1位の東京都および第2位の愛知県と本県を年齢階級別に比較すると、35～64歳では3都県に大きな差はみられないが、15～34歳の若年層では愛知県が70.4%と、本県の66.3%よりも4.1%高くなっている。

また、65歳以上では東京都が37.8%と、本県の35.7%よりも2.1%高くなり、愛知県とは若年層の就業率、東京都とは高齢者の就業率で差がついている。[図5]

図4 男女別就業率—都道府県（平成27年）

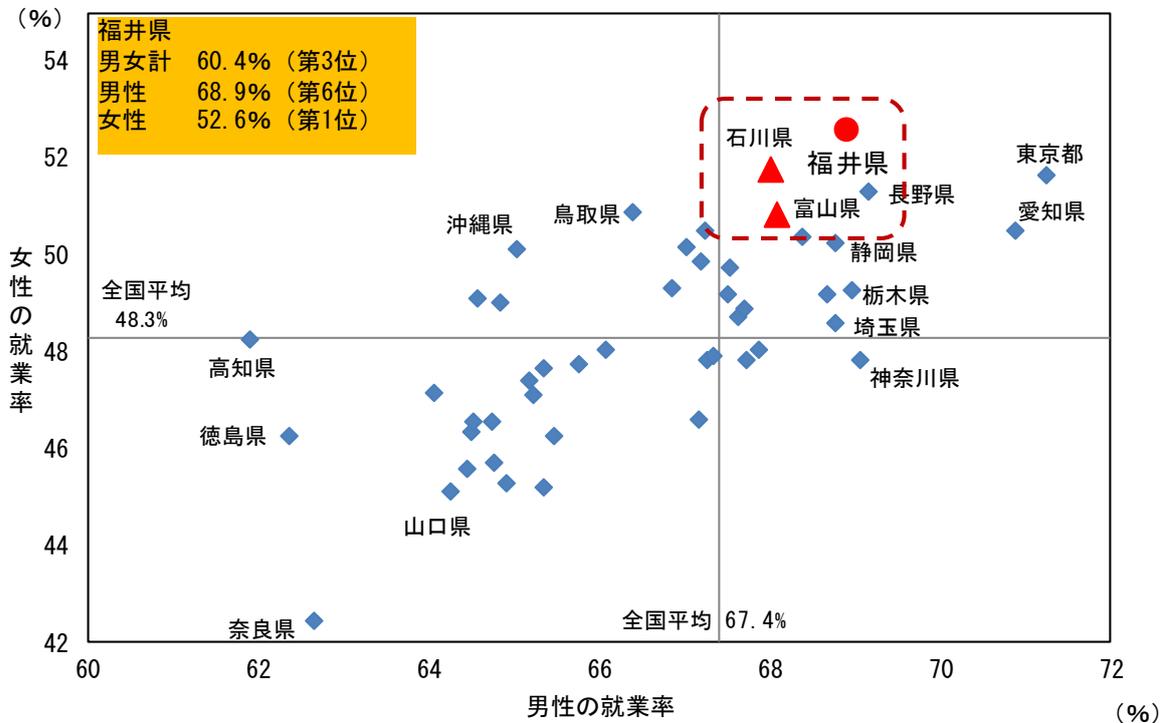
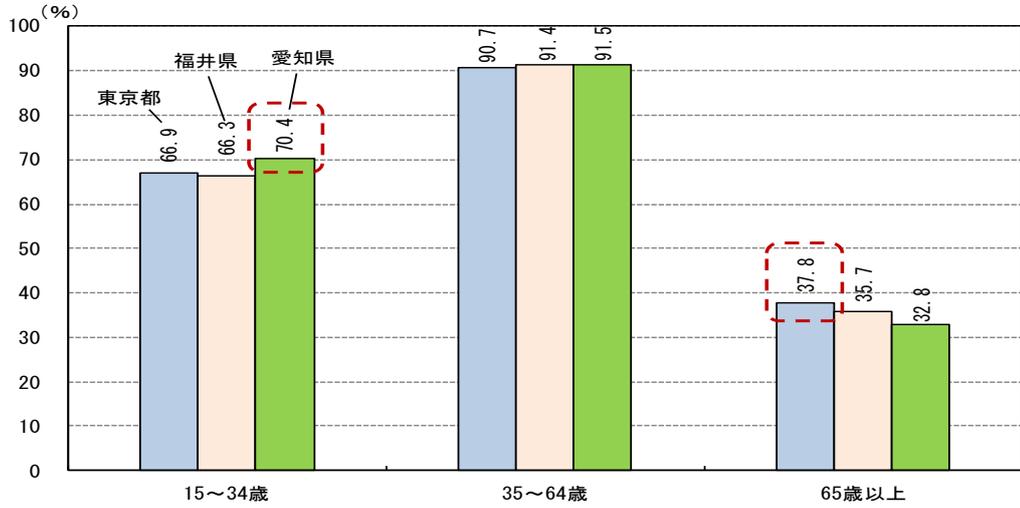


図5 年齢階級別男性就業率—東京都、福井県、愛知県（平成27年）

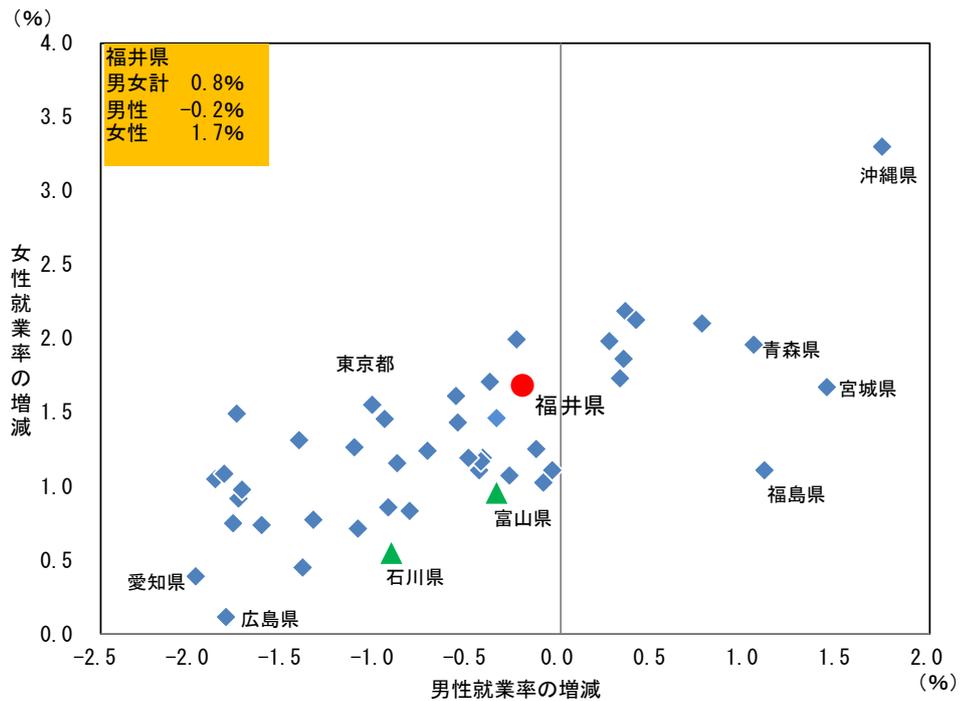


(2) 都道府県別、男女別就業率の増減

平成22年から平成27年にかけての本県の男女別就業率の増減は、男性の就業率が0.2%の低下、女性の就業率が1.7%の上昇となっている。

また、女性の就業率は全都道府県で上昇しており、沖縄県では、他都道府県と比べて男女ともに就業率が大きく上昇している。[図6]

図6 男女別就業率の増減—都道府県（平成22年→平成27年）



(3) 市町別、男女別就業率

県内17市町別の男女別就業率は、嶺南地区の各市町で、県平均と比べて男性の就業率が高く、女性の就業率が低い傾向にある。

また、鯖江市、越前市、坂井市の3市は、男女ともに県平均より就業率が高い。

[図7]

嶺北地区および嶺南地区で男女別、年齢階級別就業率を比較すると、男性は15～34歳で嶺南地区のほうが5.7%高く、女性は15～34歳で2.6%、35～64歳で4.7%、嶺北地区のほうが高くなっている。[図8]

図7 男女別就業率－17市町（平成27年）

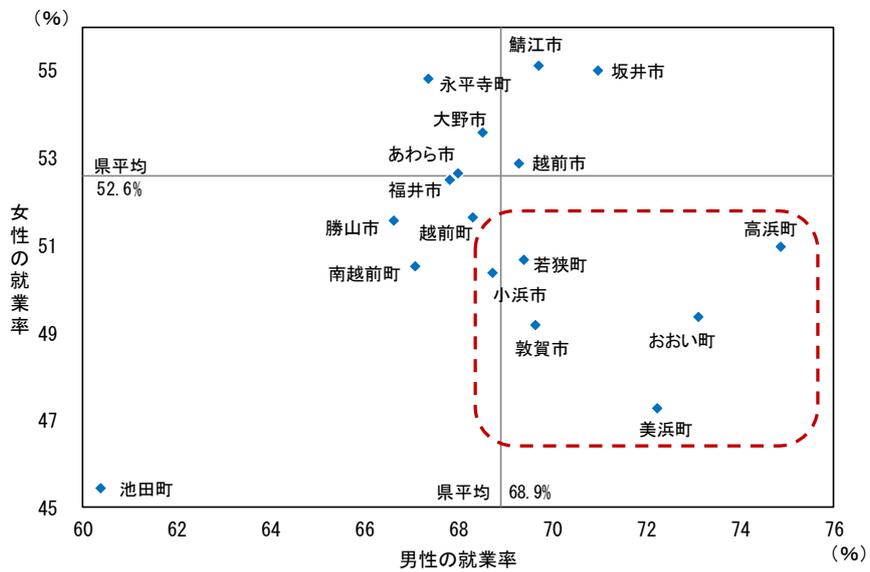
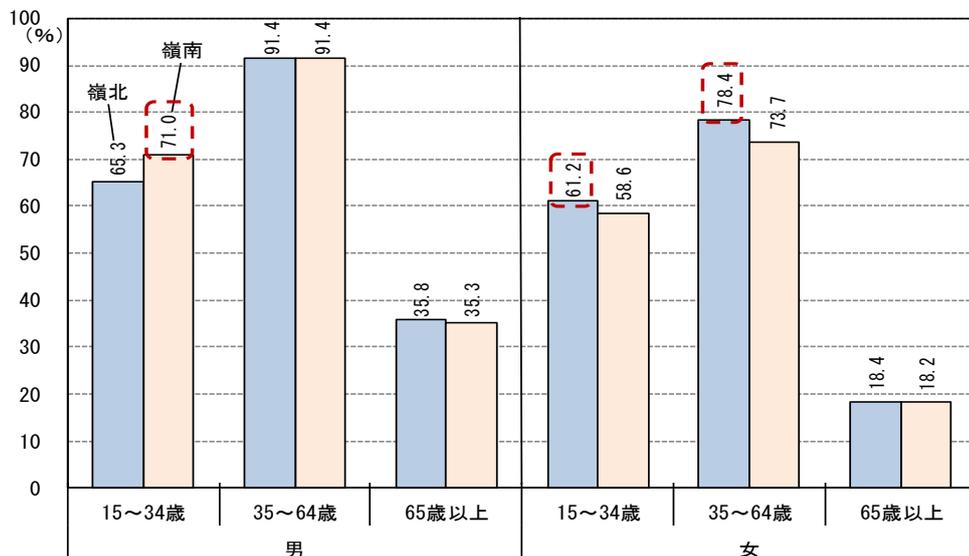


図8 男女別、年齢階級別就業率－嶺北地区、嶺南地区（平成27年）



(4) 市町別、男女別就業率の増減

平成 22 年から平成 27 年にかけての県内 17 市町別男女別就業率の増減は、あわら市以外の市町で女性の就業率が上昇している。

また、17 市町中 5 市町で男性の就業率が低下している。[図 9]

昭和 60 年からの就業率の推移について、昭和 60 年の就業率を 100 とした指数で見ると、すべての市町で低下傾向にあるものの、平成 22 年から平成 27 年にかけては、多くの市町で上昇した。[図 10]

図 9 男女別就業率の増減－17 市町（平成 22 年→平成 27 年）

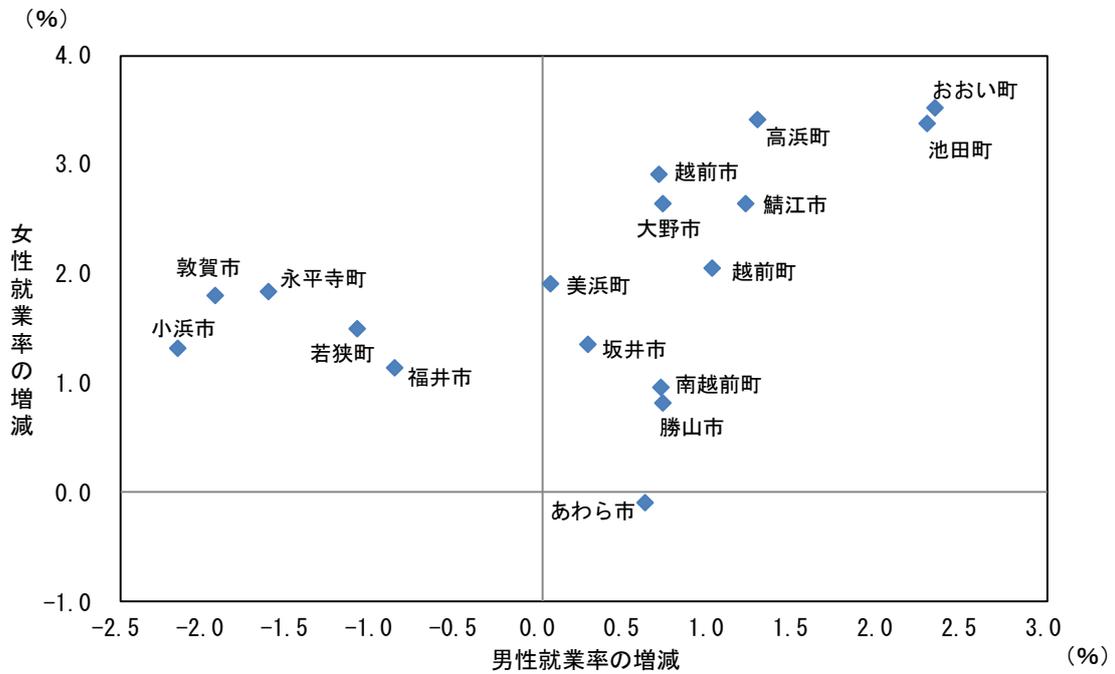


図10-1 就業率の推移—9市（昭和60年～平成27年）

昭和60年の就業率=100

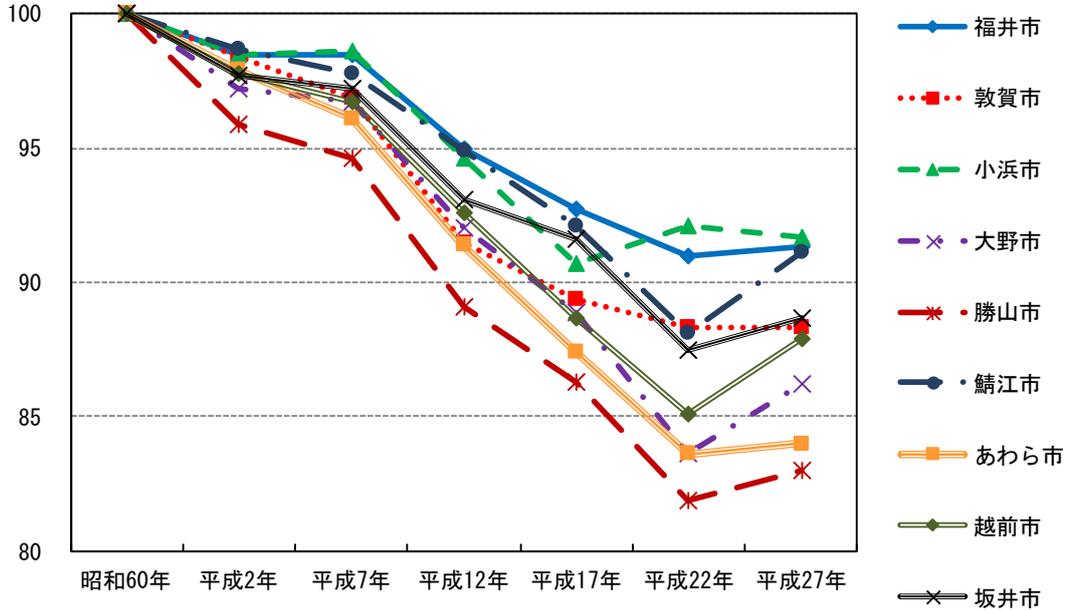
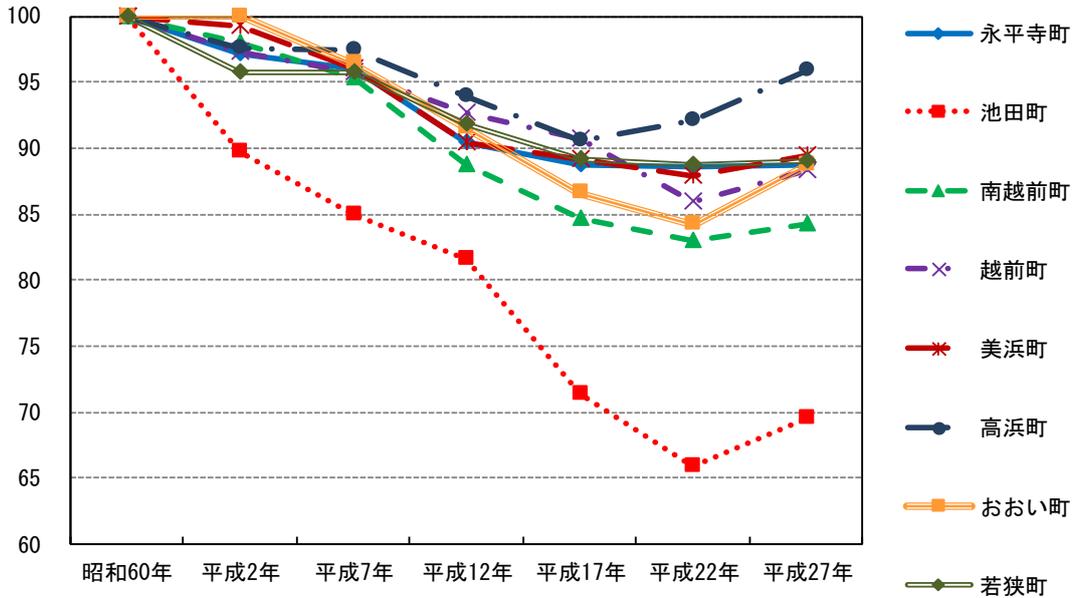


図10-2 就業率の推移—8町（昭和60年～平成22年）

昭和60年の就業率=100



(5) 高齢者の就業

65歳以上の就業者数では、各年齢階級の総就業者のうち10%前後が高齢単身者となっている。[図11]

また、平成22年から平成27年にかけての年齢階級別就業率の変化をみると、男性では、65歳から79歳で平成22年より多くなっており、80歳以上では少なくなっている。女性では、65歳から84歳で平成22年より多くなっており、85歳以上では横ばいとなっている。[図12]

図11 年齢階級別就業者数および高齢単身就業者数一県（平成27年）

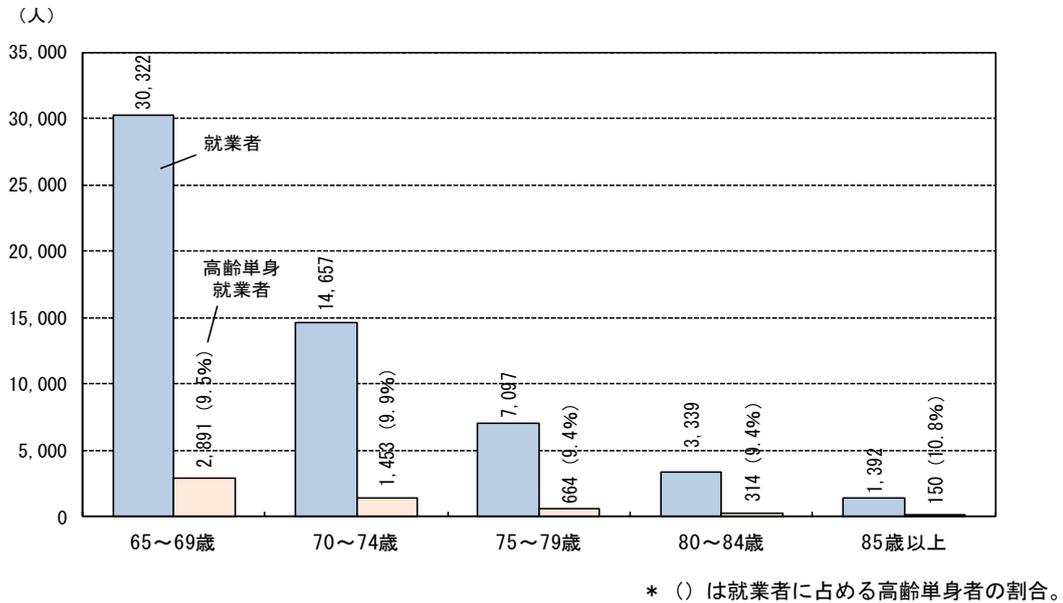
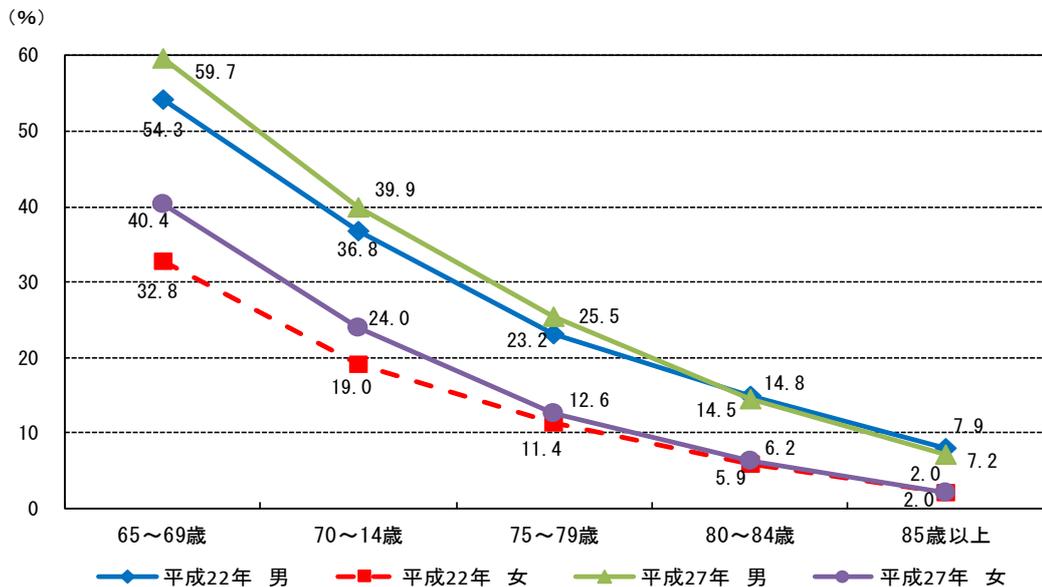


図12 男女別年齢階級別高齢者の就業率一県（平成22年、平成27年）



3 従業上の地位別

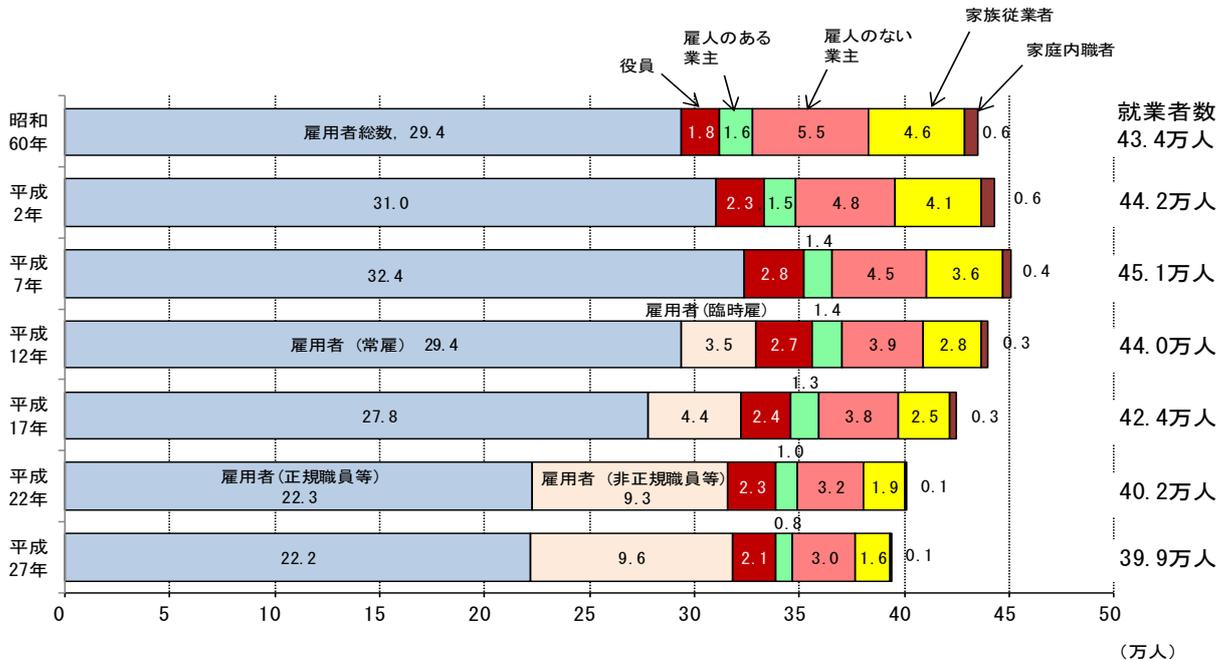
福井県は、男女とも正規職員等の割合が高い

(1) 福井県の推移

本県の雇用者の総数（平成12、17年は常雇と臨時雇の合計、平成22年以降は正規職員等とパート・アルバイト等の非正規職員等の合計）は、平成27年で318,683人であり、昭和60年以降では平成12年をピークに減少している。

また、役員、雇人のある業主、雇人のない業主、家族従業者および家庭内職者についても減少が続いている。[図13]

図13 従業上の地位別15歳以上就業者数一県（昭和60年～平成27年）



(2) 都道府県別正規職員等の割合

本県の就業者に占める正規職員等の割合は56.3%、非正規職員等の割合は24.4%となっており、北陸3県は、全国と比べて就業者に占める正規職員等の割合が高く、非正規職員等の割合が低くなっている。[図14]

また、本県の雇用者に占める正規職員等の割合は、男性が84.3%（全国第6位）、女性は53.9%（同第2位）となっており、北陸3県は、全国と比べて男女ともに雇用者に占める正規職員等の割合も高くなっている。[図15]

男女別、年齢階級別雇用者に占める正規職員等の割合について、全国平均と北陸3県を比較すると、男性は15～64歳、女性は全ての年齢階級で就業率が全国平均より高くなっている。[図16]

図14 就業者に占める正規職員等およびアルバイト等の割合—都道府県（平成27年）

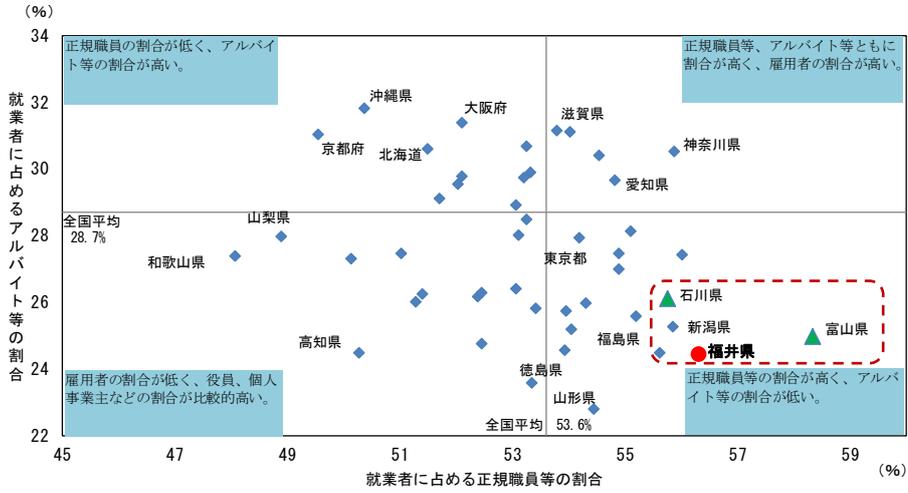


図15 男女別雇用に占める正規職員等の割合—都道府県（平成27年）

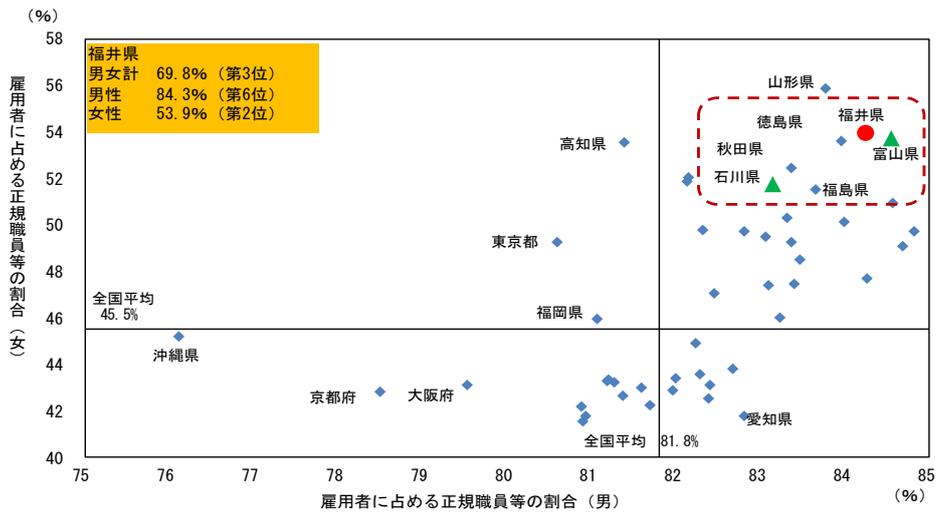
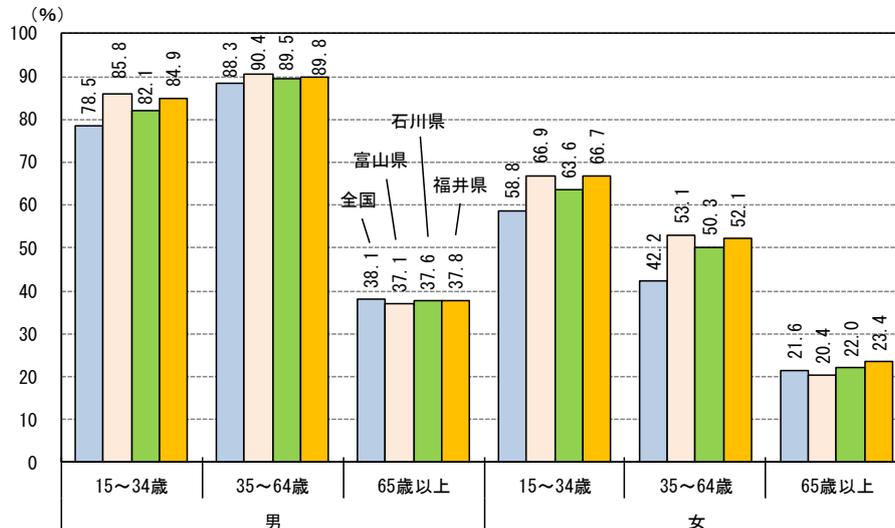


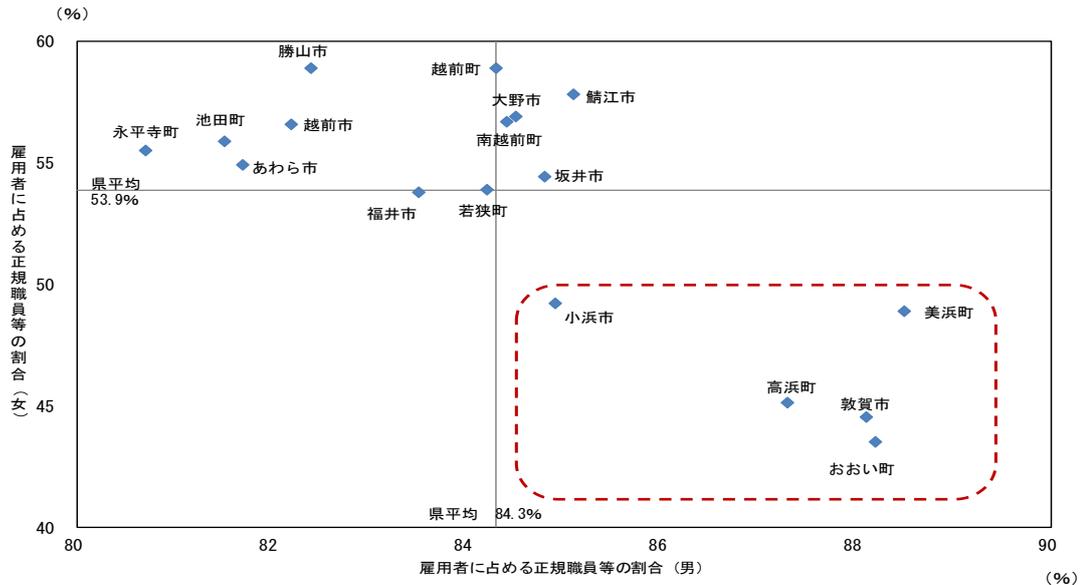
図16 男女別、年齢階級別雇用に占める正規職員等の割合—北陸3県、全国（平成27年）



(3) 市町別正規職員等の割合

県内17市町別の男女別雇用者に占める正規職員等の割合は、嶺南地区は、県平均と比べて男性の正規職員等の割合が高く、女性の正規職員等の割合が低い市町が多くなっている。[図17]

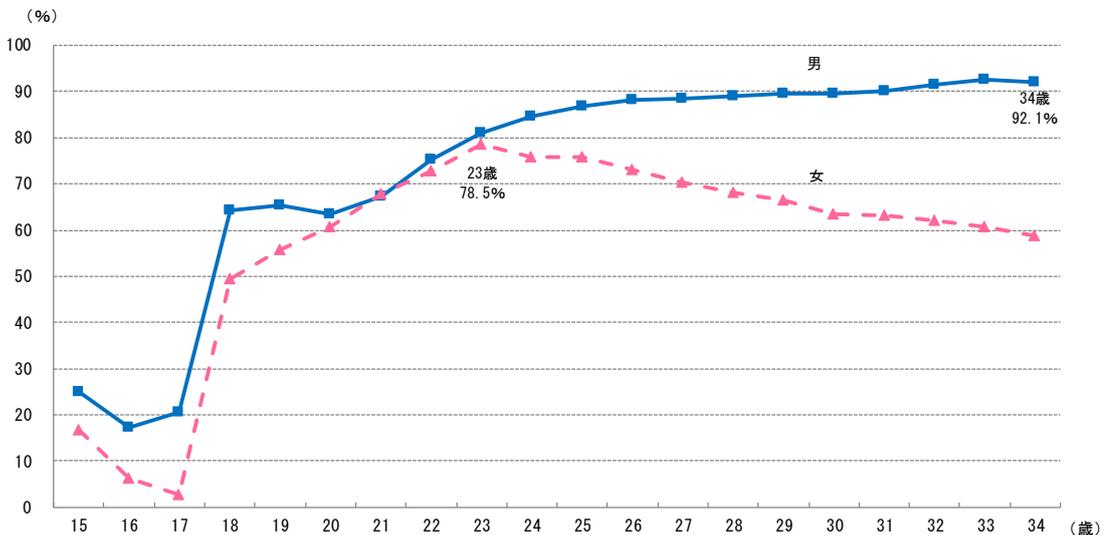
図17 男女別雇用者に占める正規職員等の割合—17市町（平成27年）



(4) 若年層の正規職員等の割合

若年層（15～34歳）における男女別雇用者に占める正規職員等の割合は、男性は20歳以降上昇し、34歳では92.1%となっている。一方、女性は23歳の78.5%を境に低下傾向にある。[図18]

図18 男女別、年齢別雇用者に占める正規職員等の割合—県（平成27年）



4 産業別

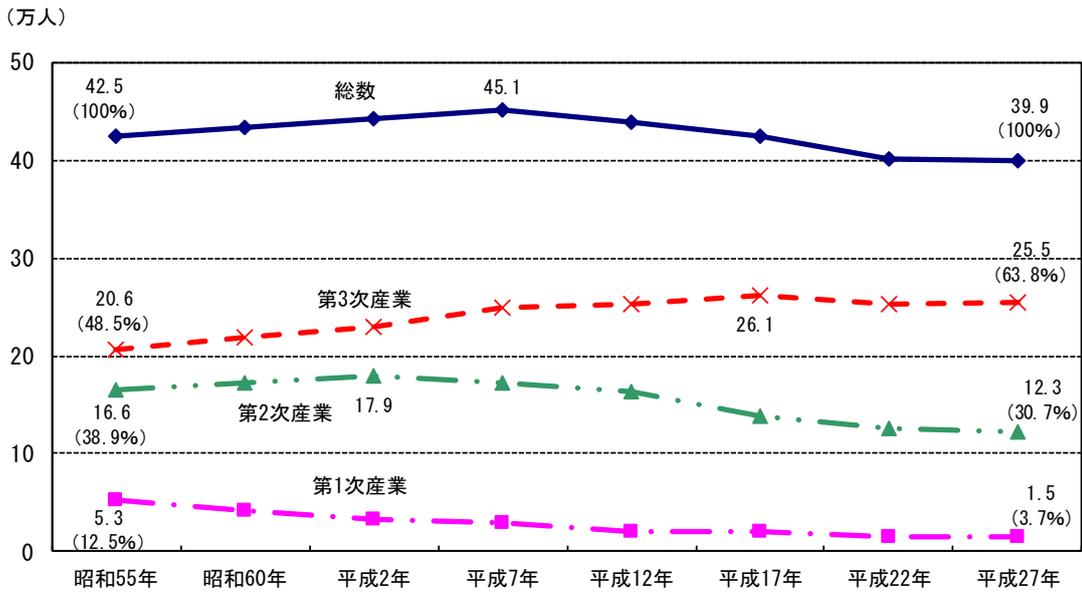
男女ともに「医療、福祉」は増加、「卸売業、小売業」は減少

(1) 福井県の推移

本県の平成27年の第3次産業就業者数は254,676人で、全体に占める割合は63.8%となっており、就業者全体に占める割合は昭和55年以降増加傾向にある。

一方、第1次産業および第2次産業は減少傾向にあり、第2次産業は、ピーク時の平成2年から56,488人(△31.5%)の減少、第1次産業は、ピーク時の昭和55年から38,477人(△72.2%)の大幅な減少となっている。[図19]

図19 産業3区分別15歳以上就業者数一県(昭和55年～平成27年)



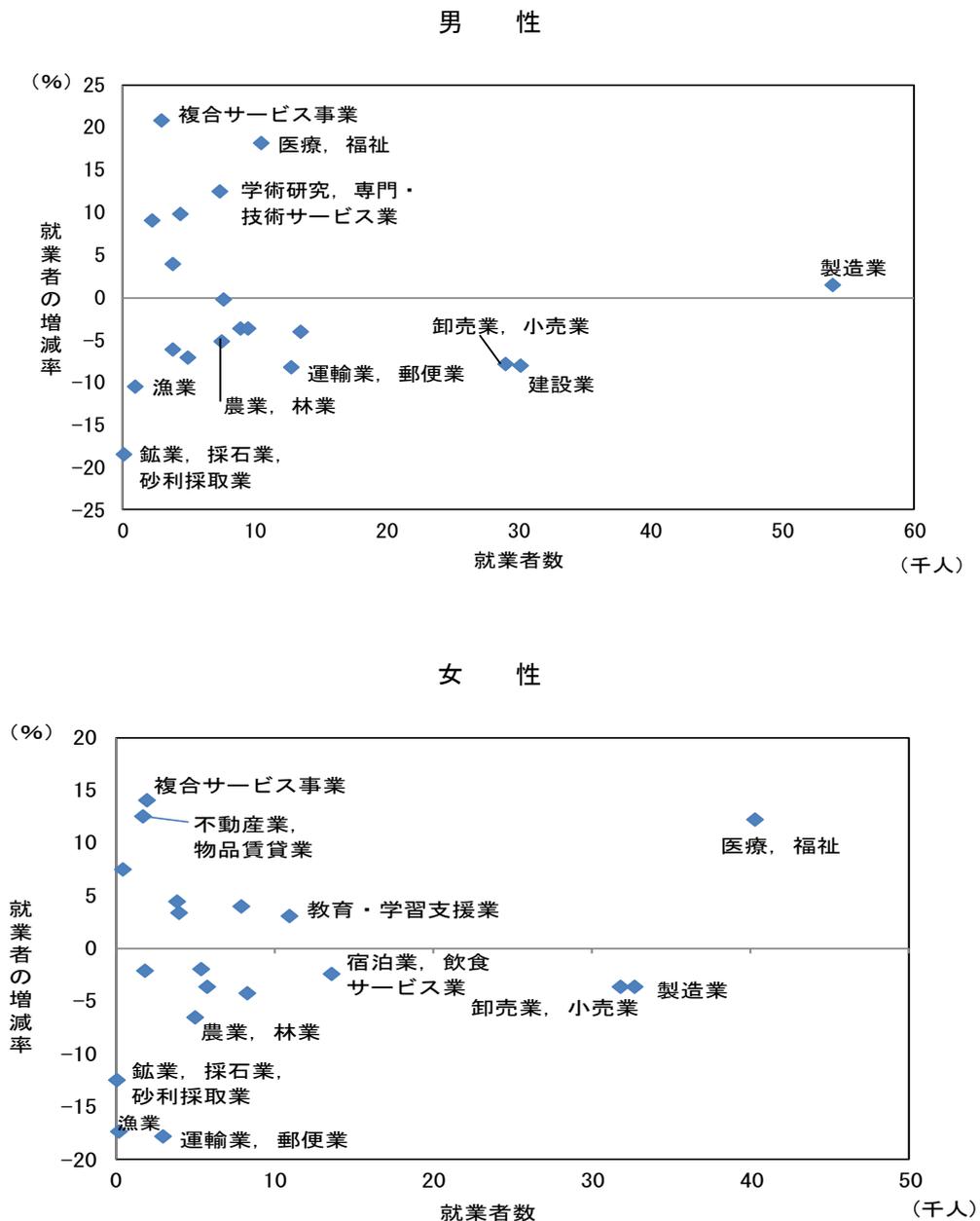
* 総数には「分類不能」を含む。
* ()内は構成比。

(2) 男女別、産業大分類別就業者数と増減率

産業大分類別就業者数およびその平成22年から27年にかけての増減率について、男性は、第1次産業の「農業、林業」、「漁業」はともに減少、第2次産業では「製造業」が増加し、「建設業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」は減少している。

女性は、就業者数の多い産業のうち、「卸売業、小売業」、「製造業」が減少しているが、「医療、福祉」は増加している。[図20]

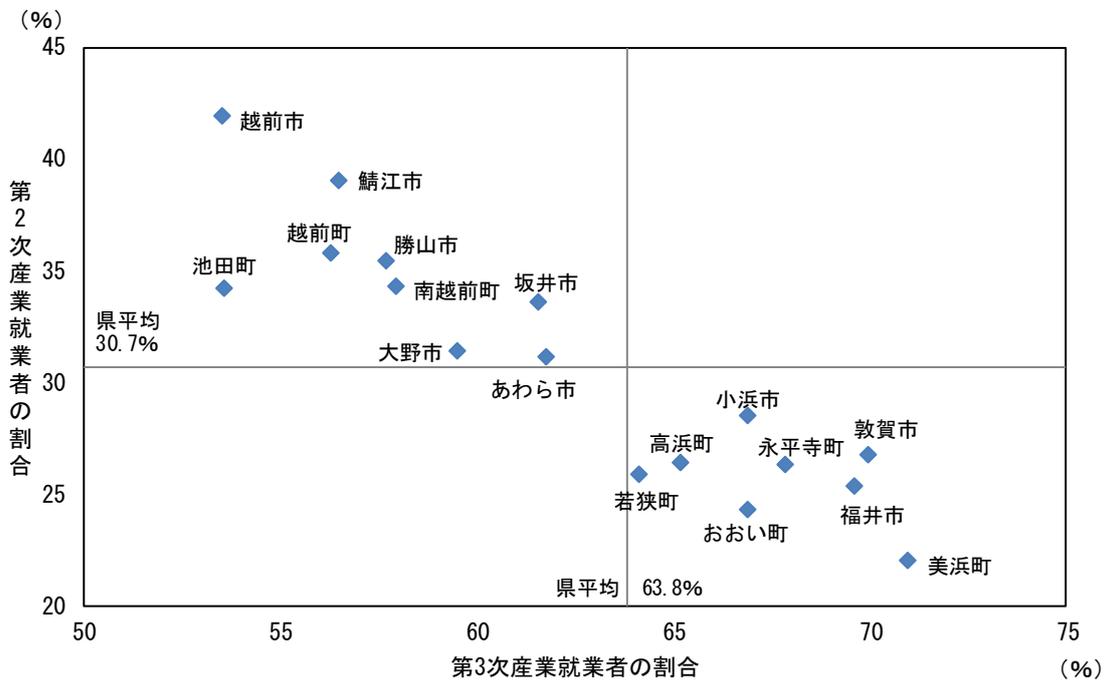
図20 男女別、産業大分類別就業者数（平成27年）およびその増減率（平成22年→平成27年）—県



(3) 市町別第2次および第3次産業就業者の割合

県内17市町別の就業者に占める第2次および第3次産業就業者の割合をみると、坂井地区、奥越地区、丹南地区は、県平均と比べて第2次産業の割合が高くなっており、福井地区、嶺南地区は第3次産業の割合が県平均より高くなっている。[図21]

図21 就業者に占める第2次および第3次産業就業者の割合－17市町（平成27年）



5 外国人労働者

外国人就業者数が多いのは越前市で1,574人

(1) 県内外国人就業者数

本県の外国人就業者数は、平成27年で5,990人であり、ピーク時の平成17年より1,173人減少している。

国籍別では、「中国」が2,047人と最も多く、次いで「ブラジル」が1,242人、「韓国、朝鮮」が1,135人となっている。[図2.2]

産業3区分別では、第2次産業就業者数が3,825人と最も多く、第3次産業就業者数は1,809人、第1次産業就業者数が81人となっている。[図2.3]

図2.2 国籍別外国人就業者数の推移—県（平成7年～27年）

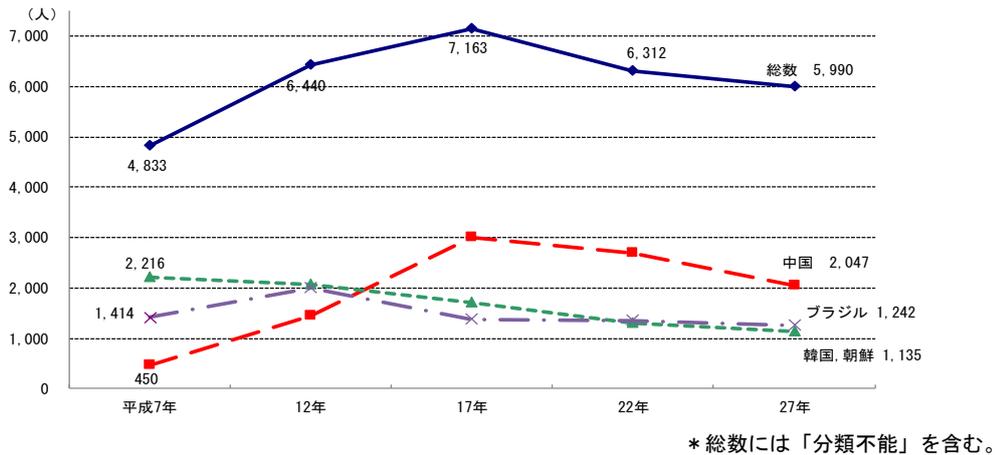
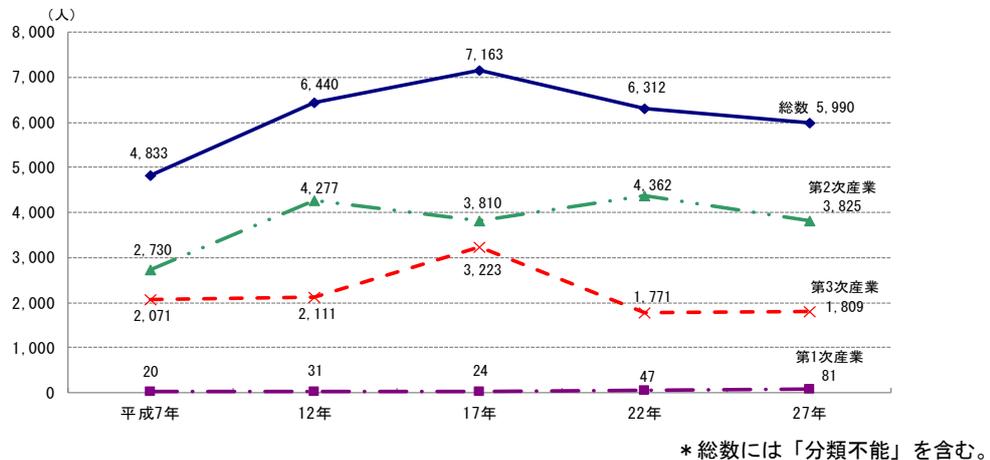


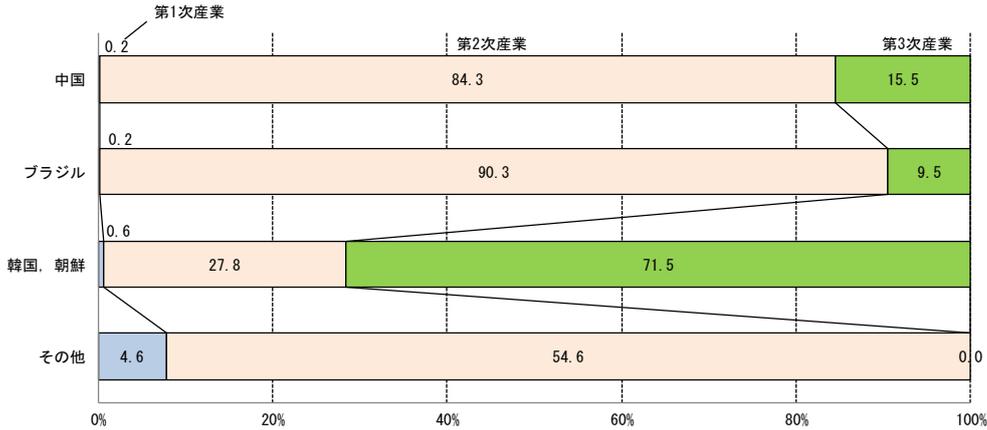
図2.3 産業3区分別外国人就業者数—県（平成7年～27年）



(2) 国籍別、産業3区分別外国人就業者の割合

国籍別、産業3区分別外国人就業者の割合について、「中国」、「ブラジル」は第2次産業の割合が最も高く、いずれも8割以上を占めている。一方、「韓国、朝鮮」は第3次産業の割合が最も高く、71.5%となっている。[図24]

図24 国籍別、産業3区分別外国人就業者の割合－県（平成27年）

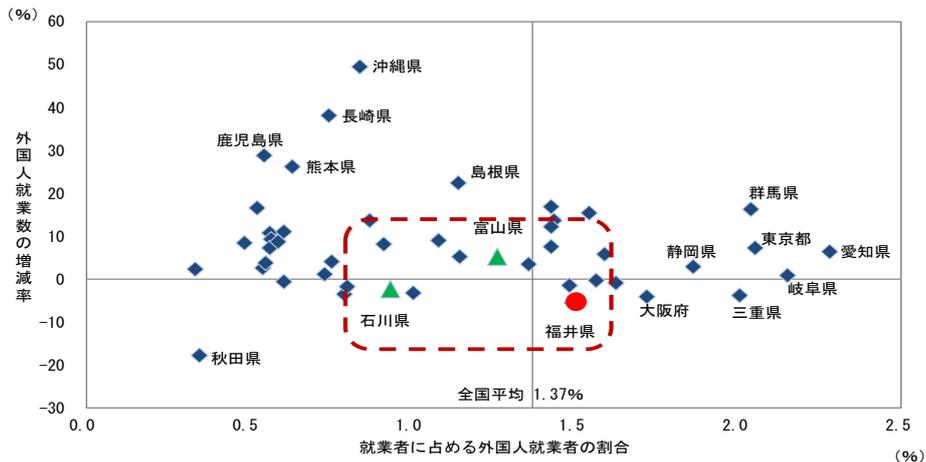


(3) 都道府県別外国人就業者の割合

就業者に占める外国人就業者の割合および平成22年から27年にかけての外国人就業者数の増減率について、本県の就業者に占める外国人就業者の割合は、1.50%と全国で12番目に高くなっている。

北陸3県でみると、外国人就業者の割合が全国平均より高くなっているのは福井県のみであり、外国人就業者が増加しているのは富山県のみとなっている。[図25]

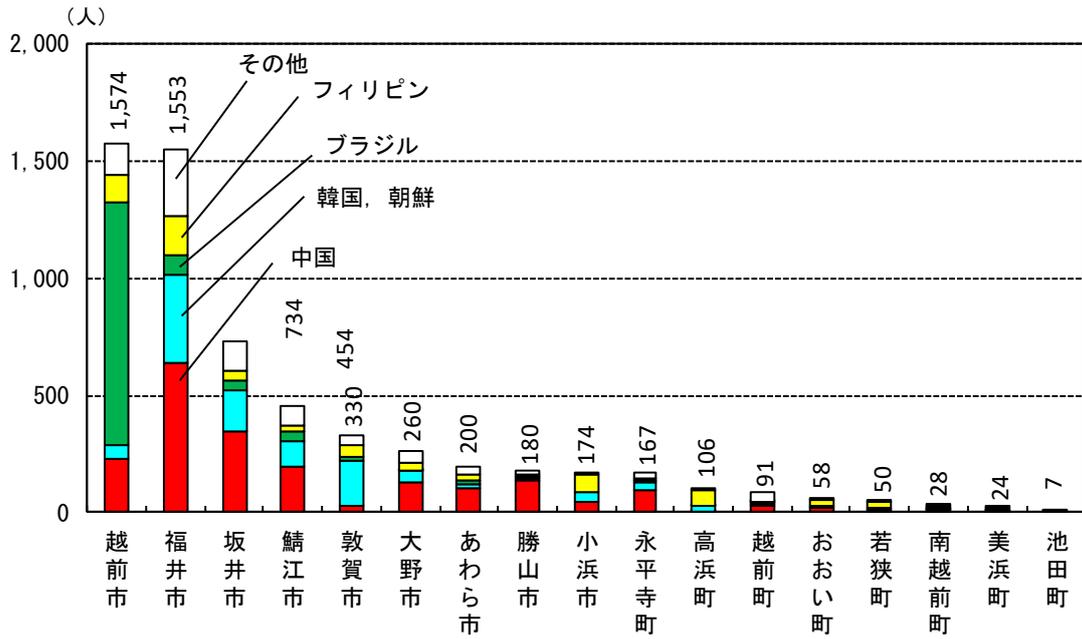
図25 就業者に占める外国人就業者の割合（平成27年）および外国人就業者数の増減率（平成22年→27年）－都道府県



(4) 市町別、国籍別外国人就業者数

県内17市町別の外国人就業者数は、越前市が1,574人と最も多く、次いで福井市が1,553人となっている。国籍別では、「中国」「韓国、朝鮮」「フィリピン」は福井市が最も多く、「ブラジル」は越前市が最も多くなっている。[図26]

図26 国籍別外国人就業者数－17市町（平成27年）



第2章 子供のいる世帯の傾向

1 子供の数別夫婦のいる世帯

子供2～3人の世帯割合は減少、子供1人の世帯割合は増加

(1) 子供の数別夫婦のいる世帯数の推移

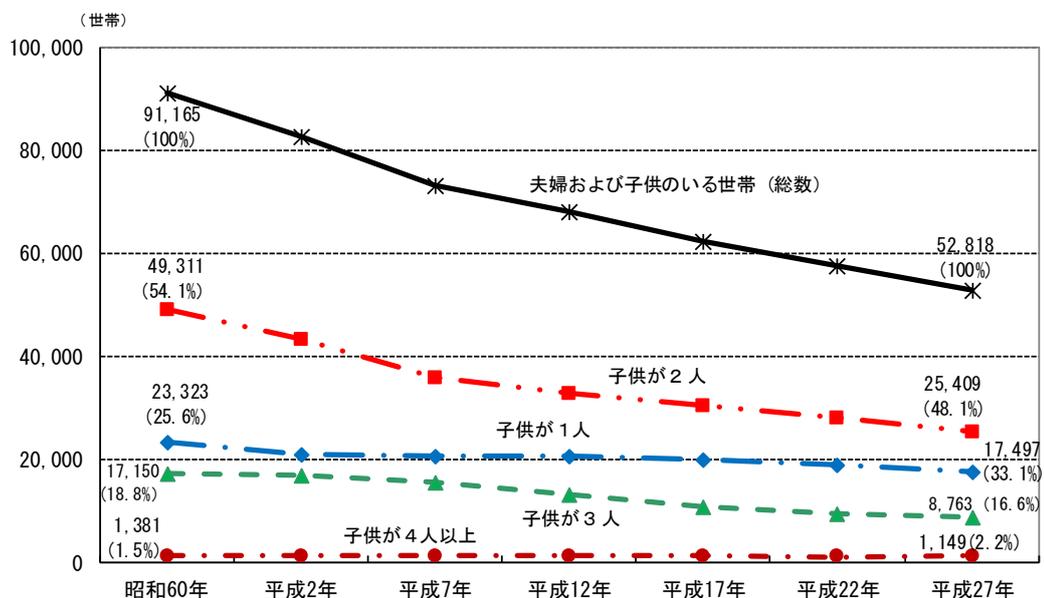
子供^(注1)の数別夫婦のいる世帯^(注2)数について、夫婦および子供のいる世帯数（子供が1人～4人以上の夫婦のいる世帯の合計）は、昭和60年以降減少が続いている。

子供の数別の世帯数を昭和60年と比較するといずれも減少しており、その減少幅は、子供が1人の世帯で25.0%、子供が2人の世帯で48.5%、子供が3人の世帯で48.9%、子供が4人以上の世帯で16.8%となっている。

構成割合では、この30年間で子供が2人の世帯は54.1%から48.1%に、子供が3人の世帯は18.8%から16.6%に低下している。一方、子供が1人の世帯は25.6%から33.1%に上昇している。[図27]

図27 子供の数別夫婦のいる世帯数の推移一県（昭和60年～平成27年）

* () 内は構成比。



(注1) 「子供」とは、最年長の子供の年齢が18歳未満の世帯に住む子供のみを対象としている。

(注2) 「夫婦のいる世帯」とは、夫婦および子供のいる世帯（同居）を対象としており、母子世帯、父子世帯、父母のいない世帯等は含まれておらず、夫婦と子供のみ世帯のほか、夫婦と子供およびその他の親族のいる世帯は含まれる。

(注1) 夫婦が複数いる世帯については、最も若い世代の夫婦を対象としている。

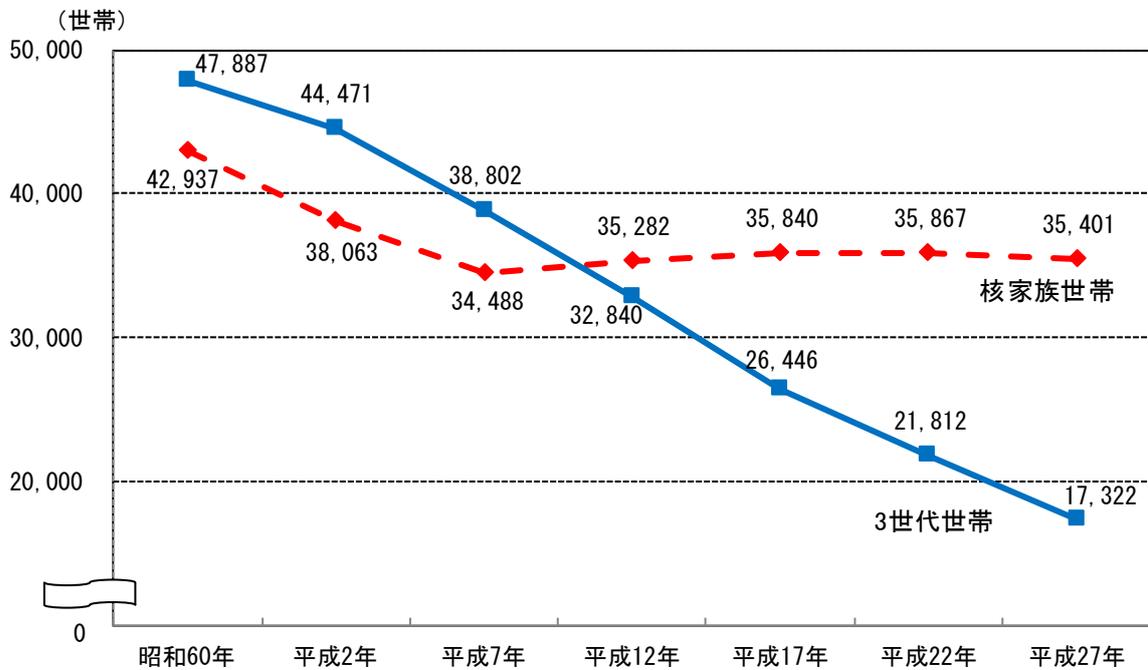
2 世帯構成別子供の数と状況

子供のいる3世代世帯は減少傾向

(1) 世帯構成別、夫婦^(注1)および子供のいる世帯の推移

子供のいる核家族世帯は、平成7年までは減少傾向にあり、以降は緩やかな増加に転じている。一方、子供のいる3世代世帯は減少し続けており、平成12年以降、核家族世帯数と3世代世帯数は逆転している。[図28]

図28 世帯構成別、夫婦および子供のいる世帯数の推移—県（昭和60年～平成27年）



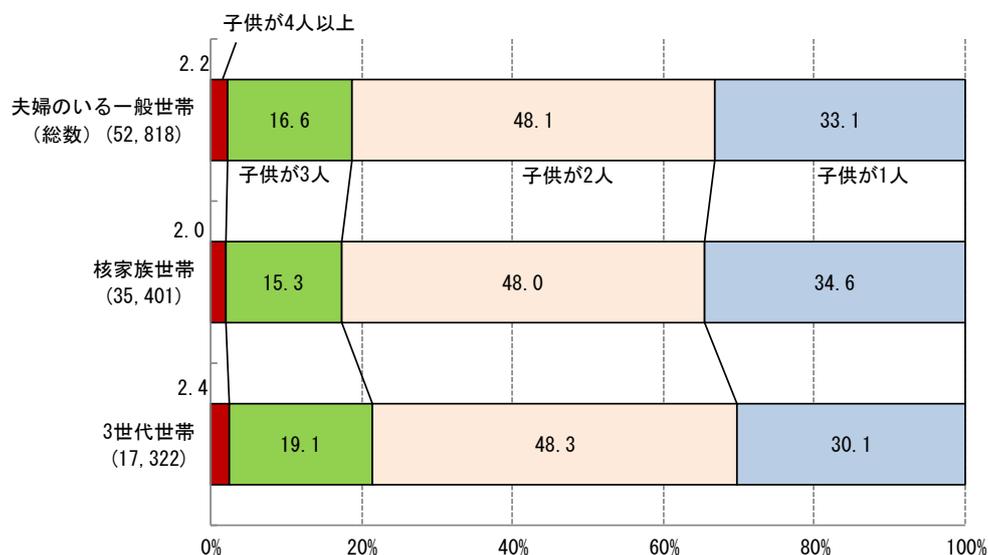
(注1) 夫婦が複数いる世帯については、最も若い世代の夫婦を対象としている。

(2) 世帯構成別、子供の数別夫婦のいる世帯

子供の数別夫婦のいる世帯の割合について、子供が3人以上いる世帯割合（3人と4人以上の合計）は、核家族世帯が17.3%¹（注1）に対し、3世代世帯は21.5%と高くなっている。

また、子供が1人の世帯割合は核家族世帯が34.6%に対し、3世代世帯は30.1%と低くなっている。[図29]

図29 世帯構成別、子供の数別夫婦のいる世帯割合一県（平成27年）



*（ ）内はその世帯数を表す。また、夫婦のいる一般世帯（総数）には、核家族世帯および3世代世帯以外の世帯も含まれるため、総数と核家族世帯および3世代世帯の合計は一致しない。

(3) 3世代世帯の子供の数別夫婦のいる世帯数

3世代世帯における子供の数別世帯数の推移について、子供が2人の世帯は、昭和60年の25,763世帯から平成27年は8,365世帯と大幅な減少となっている。[図30]

また、昭和60年の世帯数を100とした指数で見ると、平成27年では、子供が1人の世帯および子供が4人以上の世帯が約半数に、子供が2人の世帯および子供が3人の世帯では約3割に大きく減少している。[図31]

(注1) 子供のいない世帯は含まれていない。子供が1人以上いる世帯に対する割合。

図30 3世代世帯における子供の数別世帯数の推移—県（昭和60年～平成27年）

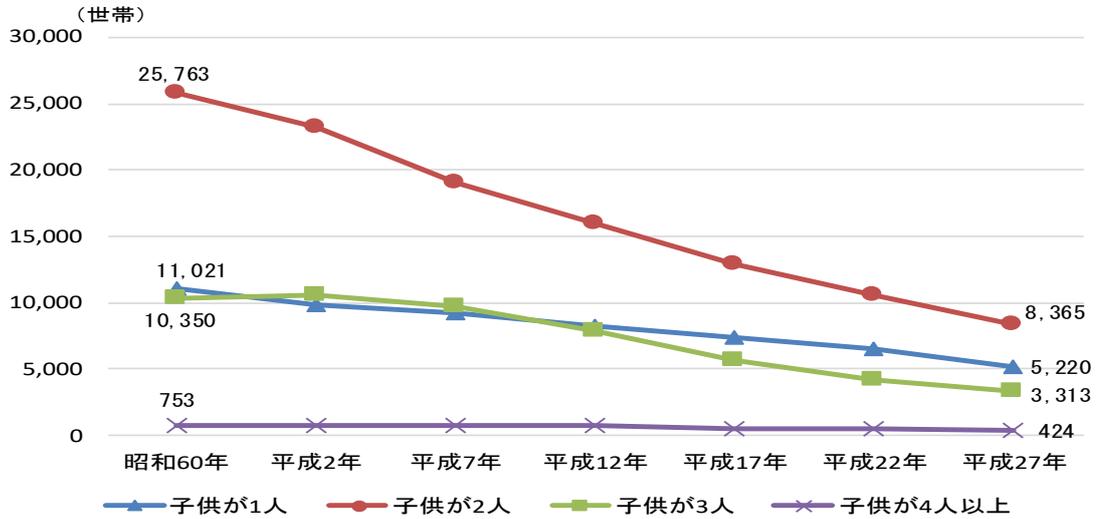
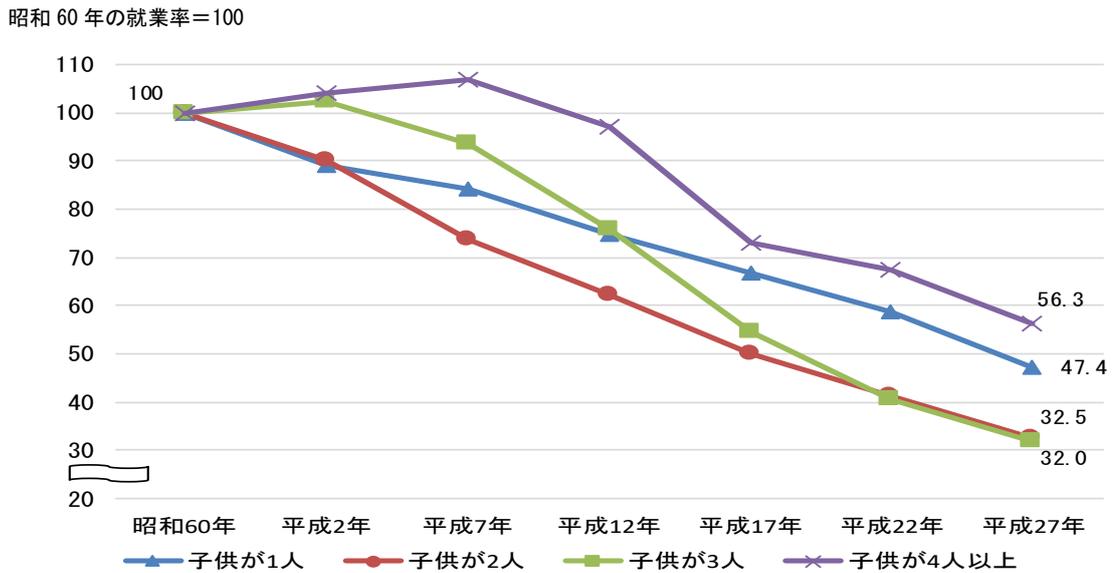


図31 3世代世帯における子供の数別世帯数（指数）の推移—県（昭和60年～平成27年）

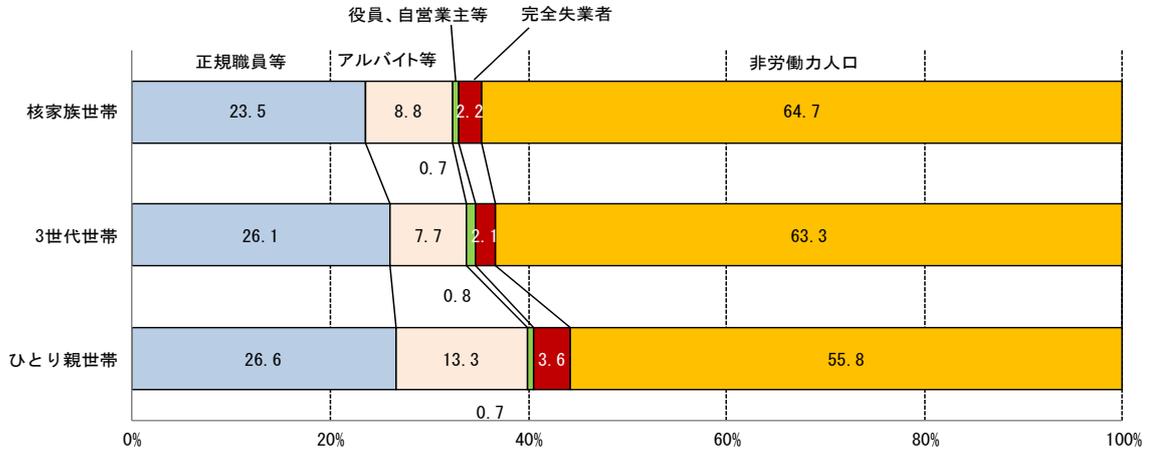


(4) 世帯構成別子供の労働力状態

15～24歳の子供の労働力人口割合は、ひとり親世帯が44.2%で、核家族世帯および3世代世帯と比べて高くなっている。[図32]

また、15～24歳および25～34歳の子供の雇用者に占める正規職員等の割合は、ひとり親世帯の子供が、15～24歳で66.6%、25～34歳で75.8%となっており、いずれの年齢階級でも他と比べて割合が低くなっている。[図33]

図3-2 年齢階級別、世帯構成別子供の労働力状態一県（平成27年）
【15～24歳】



【25～34歳】

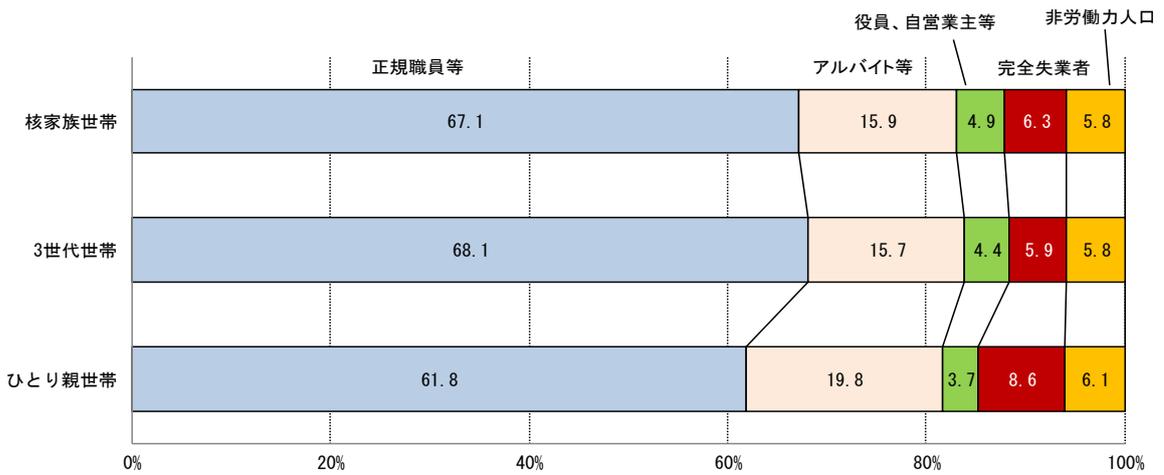
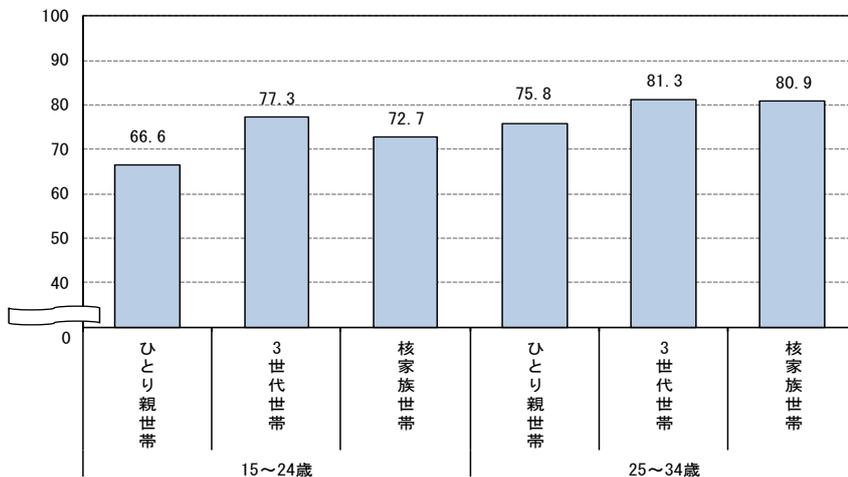


図3-3 年齢階級別、世帯構成別子供の雇用者に占める正規職員等の割合一県（平成27年）



3 夫婦の就業状況と子供の数

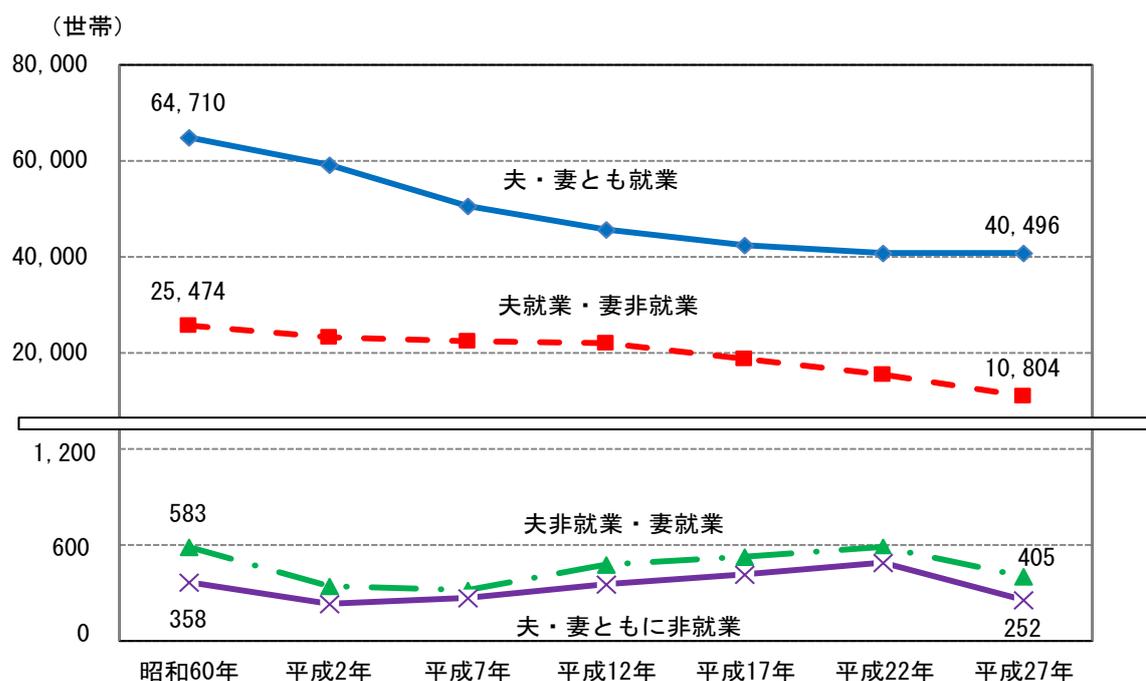
夫婦共働きの世帯は子供が多い

(1) 夫婦の就業状況別子供のいる世帯数の推移

夫婦の就業状況別子供のいる世帯数について、夫・妻とも就業の世帯（共働き世帯）は、この30年間で37.4%減少、また、夫就業・妻非就業の世帯も減少している。

夫非就業・妻就業の世帯は平成7年以降、夫・妻とも非就業の世帯は平成2年以降増加傾向にあったものの、平成27年に減少に転じた。[図34]

図34 夫婦の就業状況別子供のいる世帯数—県（昭和60年～平成27年）

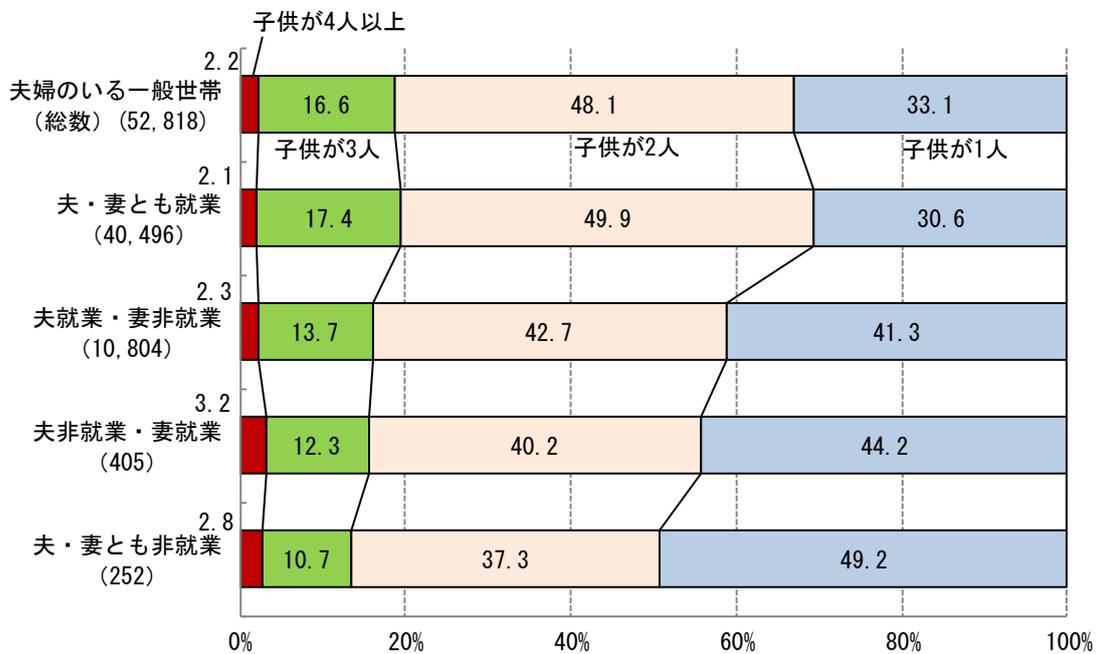


(2) 夫婦の就業状況別、子供の数別夫婦のいる世帯

夫婦の就業状況別、子供の数別夫婦のいる世帯の割合について、夫・妻とも就業の世帯は、子供が3人以上いる割合が19.5%、2人以上いる割合が69.4%で、ともに最も高くなっている。

また、夫が非就業の世帯は、夫が就業している世帯に比べて、子供が2人以上いる割合が低くなっている。[図35]

図35 夫婦の就業状況別、子供の数別夫婦のいる世帯割合一県（平成27年）



* () 内は世帯数を表す。また、夫婦のいる一般世帯には、夫・妻の就業状況「不詳」が含まれるため、総数と内訳の合計は一致しない。

4 妻の労働力状態と子供の数

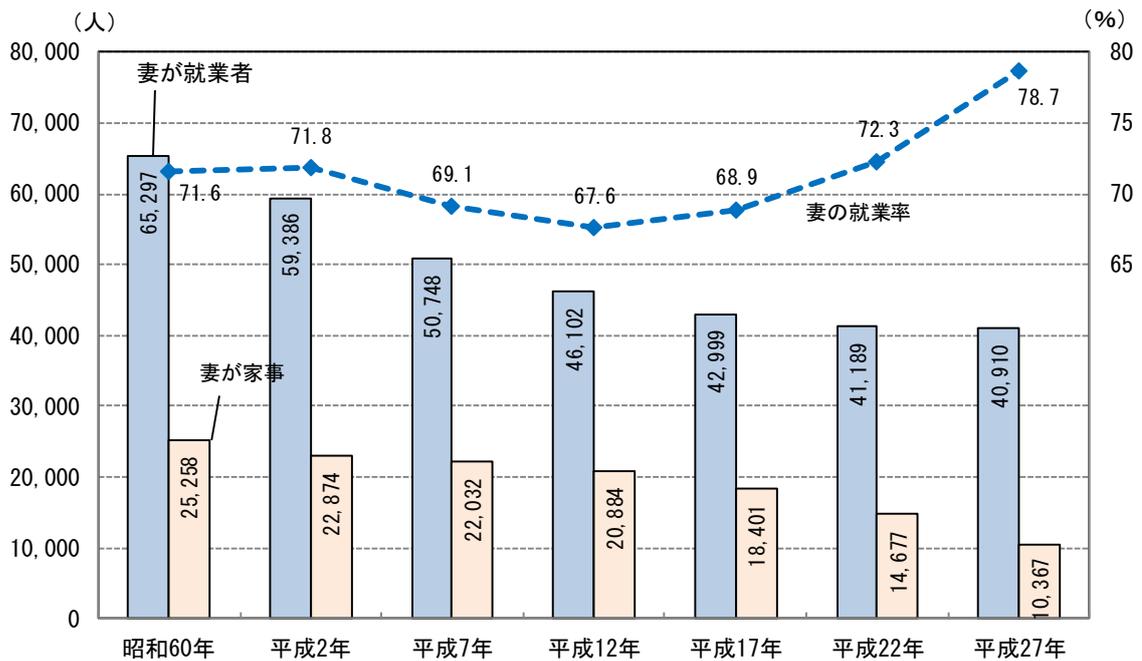
子供が2～3人の世帯は、妻が働いている世帯が多い

(1) 妻の労働力状態別子供のいる世帯

妻の労働力状態別子供のいる世帯数について、妻が就業している世帯は平成27年で40,910世帯となっており、昭和60年と比べて約37.3%減少している。妻が家事をしている世帯は平成27年で10,367世帯となっており、昭和60年と比べて約59.0%減少している。

また、子供のいる夫婦世帯の妻の就業率は、平成2年以降低下傾向にあったが、平成12年から上昇傾向に転じている。[図36]

図36 妻の労働力状態別子供のいる世帯数の推移—県（昭和60年～平成27年）



$$* \text{就業率} = \frac{\text{(子供のいる夫婦世帯で妻が就業している世帯)}}{\text{(子供のいる夫婦世帯)}} \times 100$$

(2) 子供の数別妻の労働力状態

子供の数別妻の労働力状態の割合について、子供が2～3人で妻の労働力人口の割合が高く、80%を超えている。[図37]

しかし、子供の数が増えるに従って、雇用者に占める正規職員等の割合は低くなり、子供が2人以上になると、アルバイト等の割合の方が高くなっている。[図38]

図37 子供の数別妻の労働力状態－県（平成27年）

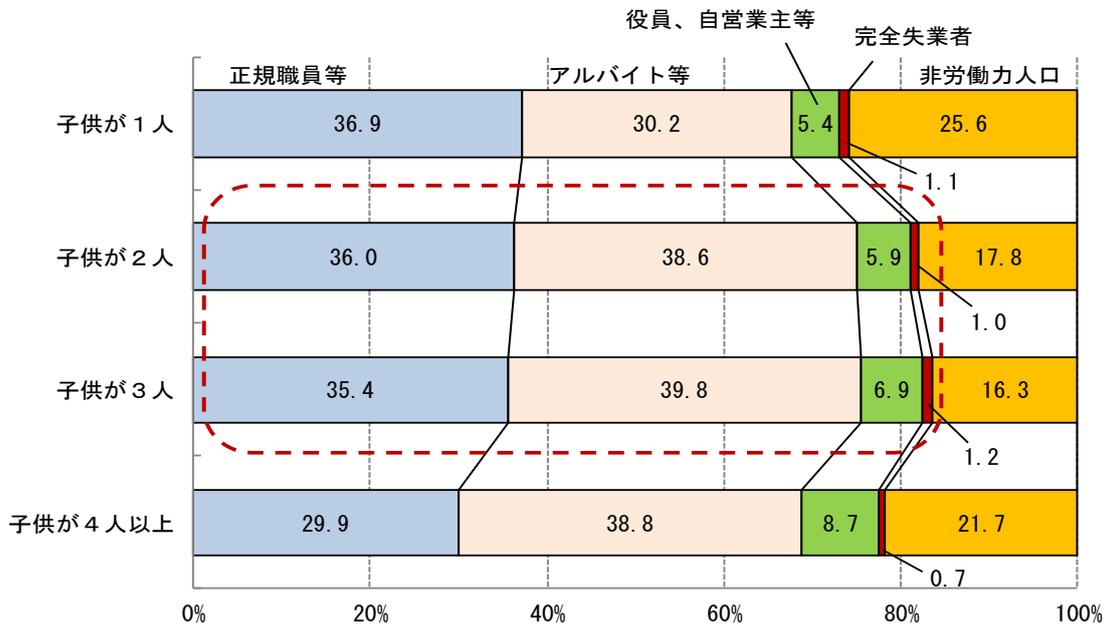
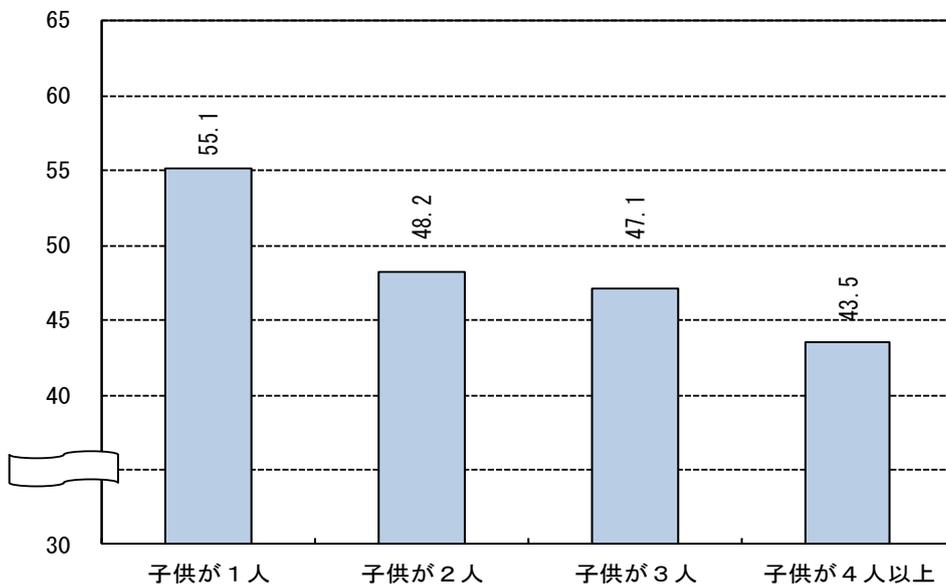


図38 子供の数別妻の雇用者に占める正規職員等の割合－県（平成27年）



5 最年長の子供が6歳未満である世帯の状況

最年長の子供が6歳未満である世帯の親の年齢は上昇傾向

(1) 最年長の子供が6歳未満である世帯の夫および妻の年齢

最年長の子供が6歳未満である世帯の夫および妻の年齢階級の割合について、夫が40歳以上の割合は、昭和60年では2.6%であったが、平成27年には19.2%まで増加している。[図39]

また、妻が40歳以上の割合は、昭和60年では0.8%であったが、平成27年には9.9%まで増加している。[図40]

図39 夫の年齢別最年長の子供が6歳未満である世帯の推移一県（昭和60年～平成27年）

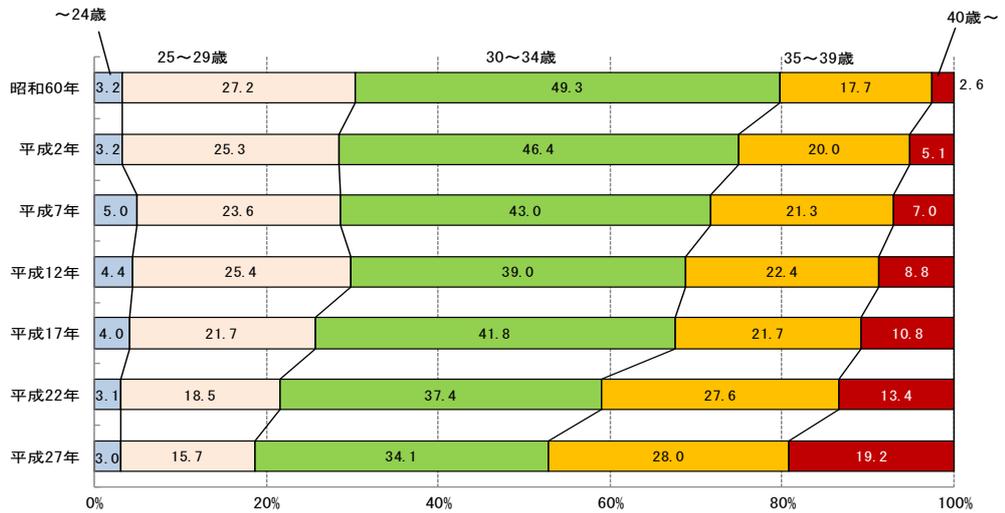
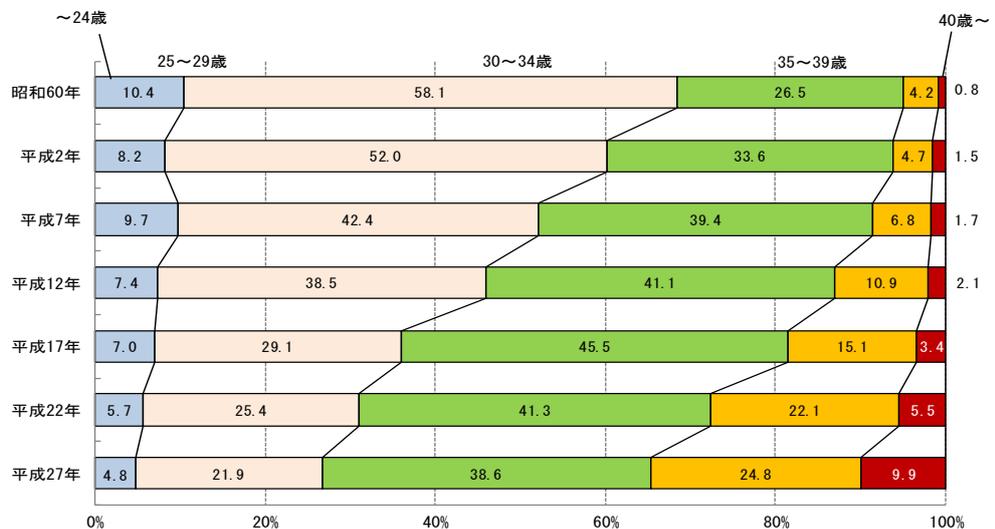


図40 妻の年齢別最年長の子供が6歳未満である世帯の推移一県（昭和60年～平成27年）



6 母子世帯および父子世帯別子供の数

夫婦のいる世帯と、母子世帯、父子世帯には子供の数に大きな差がみられる

(1) 母子世帯、父子世帯の推移

母子世帯は、平成27年で2,965世帯となっており、平成7年から平成27年にかけて約1.5倍増加している。一方、父子世帯は、平成2年以降横ばいに推移している。[図4-1]

状況別の内訳は、母子世帯、父子世帯ともに離別の割合が大きくなっている。また、未婚の割合が平成17年以降増加傾向にあり、母子世帯では平成22年以降、死別より多くなっている。[図4-2]

図4-1 母子世帯数および父子世帯数の推移—県（平成2年～平成27年）

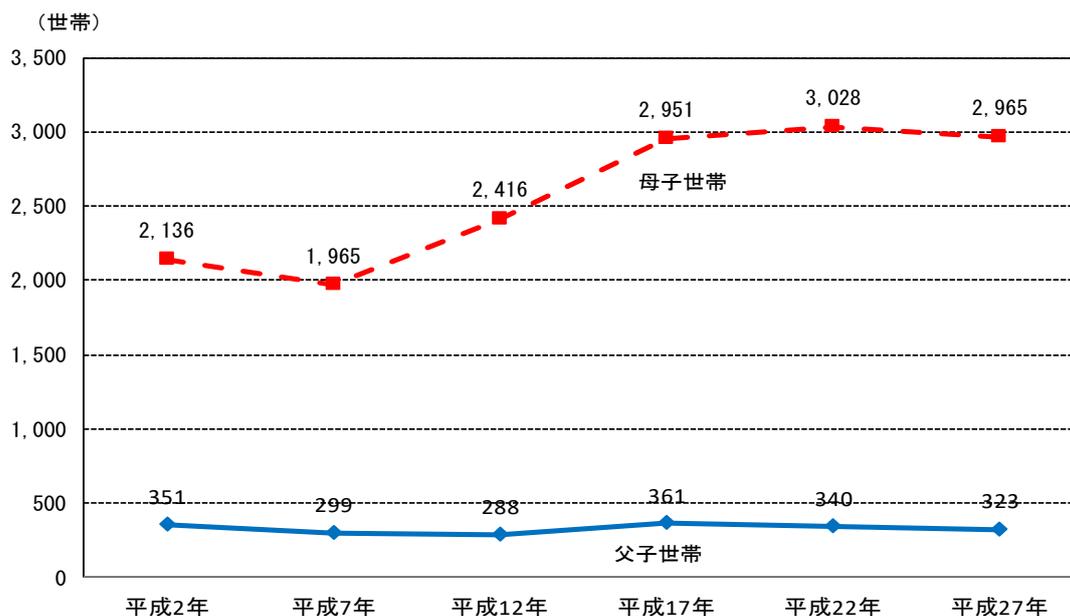
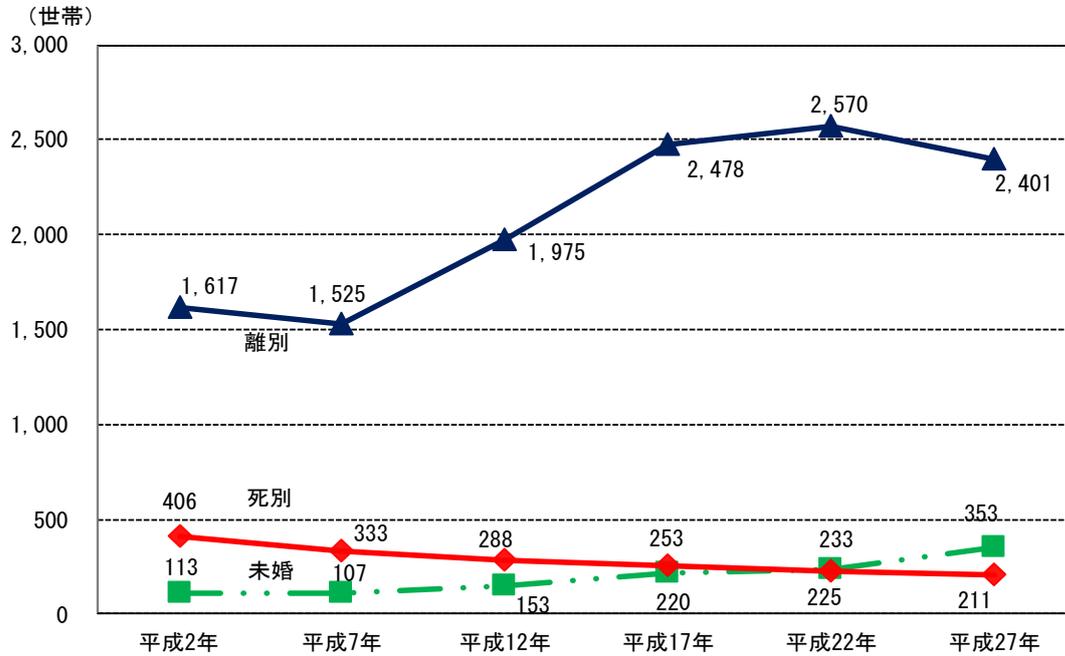
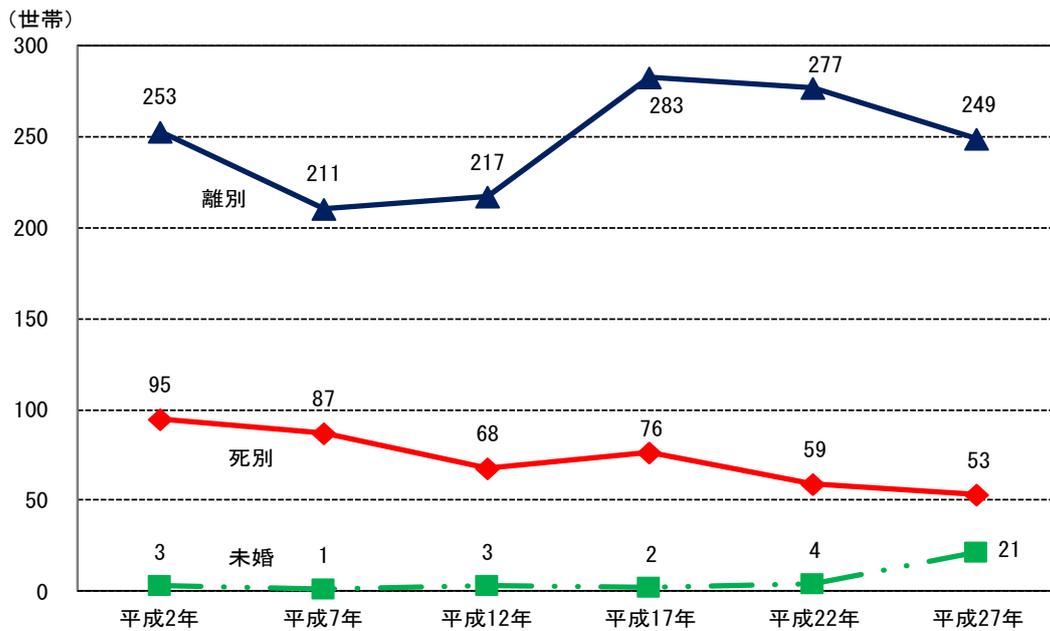


図4-2 状況別母子世帯数の推移一県（平成2年～平成27年）

【母子世帯】



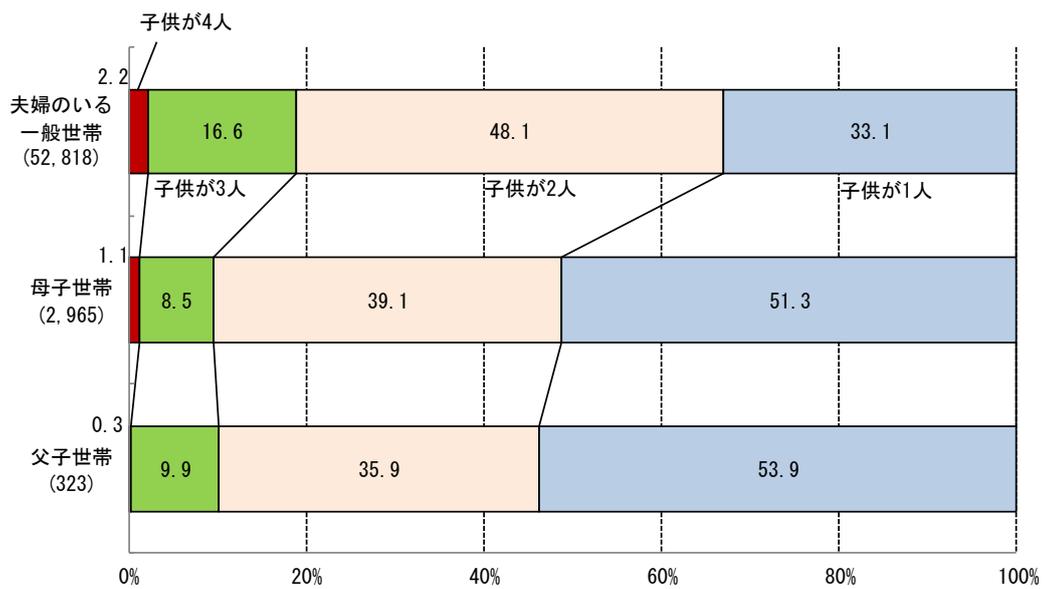
【父子世帯】



(2) 母子世帯、父子世帯別子供の数

母子世帯および父子世帯の子供の数の割合について、子供が一人の割合は、母子世帯では51.3%、父子世帯では53.9%となっている。[図4-3]

図4-3 夫婦のいる一般世帯、母子世帯、父子世帯別、子供の数別世帯割合一県（平成27年）



* () 内は世帯数を表す。

7 子供のいない夫婦の世帯

子供のいない夫婦の世帯が相対的に増加

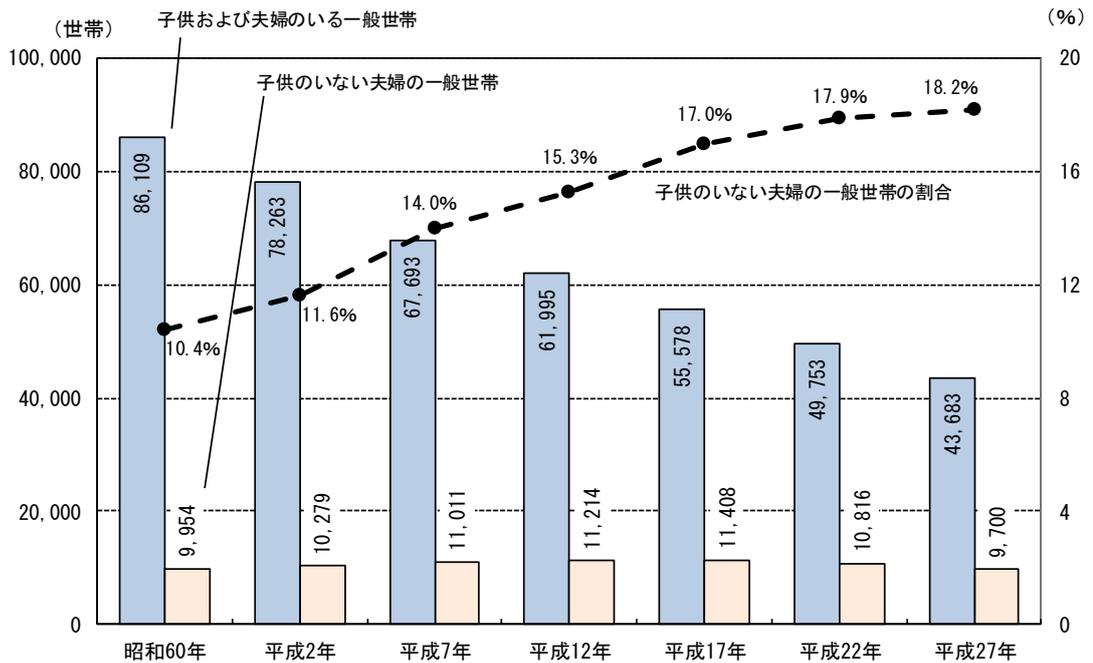
(1) 子供のいない夫婦の世帯の推移

妻の年齢が 15～44 歳の夫婦および子供のいる一般世帯数は減少傾向にあるが、子供がいない夫婦の一般世帯は、ほぼ横ばいで推移している。

また、このため、この 30 年間で子供がいない夫婦の一般世帯の割合が 10.4% から 18.2% に上昇し、子供がいない夫婦の一般世帯が相対的に増加している。

[図 4 4]

図 4 4 子供および夫婦のいる一般世帯数、子供がいない夫婦の一般世帯数の推移（妻の年齢が 15～44 歳の世帯）一県（昭和 60 年～平成 27 年）



* 子供のいない高齢夫婦を含まないように、対象を妻の年齢が 15～44 歳の夫婦のいる一般世帯としている。

$$\text{子供のいない夫婦の一般世帯の割合} = \frac{\text{子供のいない夫婦の一般世帯}}{\text{子供および夫婦のいる一般世帯} + \text{子供のいない夫婦の一般世帯}} \times 100$$

* 最年長の子供が 18 歳以上の世帯は、いずれにも含まれていない。

第2部 統計表

— 掲載表 —

- 第1表 労働力状態，男女別15歳以上人口の推移—県（昭和55年～平成27年）
- 第2表 労働力状態（5区分），男女別15歳以上人口—都道府県（平成22年，27年）
- 第3表 年齢（5歳階級），男女別就業者数—市町（平成22年，27年）
- 第4表 従業上の地位（8区分），男女別15歳以上就業者数—市町（平成27年）
- 第5表 産業（3区分），15歳以上就業者数—県（昭和60年～平成27年）
- 第6表 産業（大分類），男女別15歳以上就業者数—県（平成22年，27年）
- 第7表 産業（3区分，大分類）別15歳以上就業者数—市町（平成27年）
- 第8表 15歳以上就業者数および国籍別外国人就業者数—市町（平成27年）
- 第9表 国籍（12区分），労働力状態（8区分），男女別15歳以上外国人人数—県，市町（平成27年）
- 第10表 国籍（12区分），産業（大分類），男女別15歳以上外国人就業者数—県，市町（平成27年）
- 第11表 世帯の家族類型（3区分），最年長が18歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数，一般世帯人員及び親族人員（3世代世帯，最年長の子供が6歳未満及び12歳未満—再掲）—県（昭和60年～平成27年），市町（平成27年）
- 第12表 最年長が18歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数及び母子世帯数，父子世帯数（最年長の子供が6歳未満及び12歳未満—再掲）—県（平成2年～平成27年），市町（平成27年）
- 第13表 妻の労働力状態（5区分），妻の従業上の地位（8区分），妻の年齢（5歳階級），最年長が18歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数（最年長の子供が6歳未満及び12歳未満—再掲）—県（昭和60年～平成27年），市町（平成27年）
- 第14表 親との同居・非同居（4区分），子供の年齢（5歳階級），子供の男女別未婚の子供の数—県，市町（平成27年）
- 第15表 夫婦の就業・非就業（4区分），夫の年齢（5歳階級），妻の年齢（5歳階級）別夫婦数—県（平成2年～平成27年），市町（平成27年）
- 第16表 夫婦の就業・非就業（4区分），最年長が18歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数（最年長の子供が6歳未満及び12歳未満—再掲）—県（昭和60年～平成27年），市町（平成27年）
- 第17表 子供のいる世帯の家族類型（4区分），親の就業・非就業（4区分），子供の年齢（各歳），子供の男女別子供の数（母子世帯及び父子世帯—再掲）—県，市町（平成27年）

- 第 18 表 妻の年齢（5 歳階級），最年長が 18 歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数（最年長の子供が 6 歳未満及び 12 歳未満－再掲）－県（昭和 60 年～平成 27 年），市町（平成 27 年）
- 第 19 表 夫の年齢（5 歳階級），最年長が 18 歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数（最年長の子供が 6 歳未満及び 12 歳未満－再掲）－県（昭和 60 年～平成 27 年），市町（平成 27 年）
- 第 20 表 妻の産業（大分類），最年長が 18 歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数（雇用者，最年長の子供が 6 歳未満及び 12 歳未満－再掲）－県（昭和 60 年～平成 27 年），市町（平成 27 年）
- 第 21 表 労働力状態（3 区分），産業（大分類），年齢（5 歳階級），男女別高齢単身者数（60 歳以上の単身者－再掲）－県，市町（平成 27 年）
- 第 22 表 妻の労働力状態（5 区分），妻の従業上の地位（8 区分），最年長が 18 歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる 3 世代世帯数（最年長の子供が 6 歳未満及び 12 歳未満－再掲）－県，市町（平成 22 年，27 年）
- 第 23 表 子の労働力状態（5 区分），子の従業上の地位（8 区分），世帯の家族類型（3 区分），年齢（各歳）別就業者数－県（昭和 60 年～平成 27 年），市町（平成 27 年）
- 第 24 表 子の産業（大分類），世帯の家族類型（3 区分），年齢（各歳）別就業者数－県（昭和 60 年～平成 27 年），市町（平成 27 年）
- 第 25 表 従業上の地位（8 区分），就業の状態（4 区分），配偶関係（3 区分），男女別 15 歳以上就業者数－県（昭和 60 年～平成 27 年），市町（平成 27 年）
- 第 26 表 従業上の地位（2 区分），年齢（各歳），男女別 15 歳以上就業者数及び非正規割合－県，市町（平成 27 年）
- 第 27 表 雇用者の従業上の地位（2 区分），男女別若年（15～34 歳）就業者数及び非正規割合－県，市町（平成 22 年，27 年）
- 第 28 表 母親の労働力状態（3 区分），母親の従業上の地位（8 区分），最年長が 18 歳未満の子供の有無・数・年齢別母子世帯数（最年長の子供が 6 歳未満及び 12 歳未満－再掲）－県，市町（平成 22 年，27 年）
- 第 29 表 父親の労働力状態（3 区分），父親の従業上の地位（8 区分），最年長が 18 歳未満の子供の有無・数・年齢別父子世帯数（最年長の子供が 6 歳未満及び 12 歳未満－再掲）－県，市町（平成 22 年，27 年）

利用上の注意

- ・本書に掲載した統計表には、福井県が独自に集計した統計表が含まれており、国が公表している数字と異なる場合がある。